

臨時株主総会資料

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

三菱電機株式会社の次に掲げる事項

- ① 定款
- ② 最終事業年度（令和４年４月１日から令和５年３月３１日まで）に係る計算書類等

株式会社北弘電社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第 16 条に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

- ① 三菱電機株式会社の定款
次頁以降をご参照ください。

定 款



(沿革)

大正10年 1 月14日	制定	昭和18年11月25日	変更	昭和35年11月29日	変更	平成 3 年 6 月27日	変更
同 年12月26日	変更	同19年 5 月26日	〃	同38年 5 月30日	〃	同 6 年 6 月29日	〃
同14年12月22日	〃	同 年11月25日	〃	同39年11月30日	〃	同 9 年 6 月27日	〃
昭和 6 年12月24日	〃	同20年 9 月22日	〃	同43年11月30日	〃	同10年 6 月26日	〃
同10年12月26日	〃	同 年11月30日	〃	同44年11月29日	〃	同13年 6 月28日	〃
同12年 1 月20日	〃	同21年 5 月27日	〃	同47年11月30日	〃	同14年 6 月27日	〃
同 年 5 月25日	〃	同22年 4 月 8 日	〃	同50年 5 月30日	〃	同15年 6 月27日	〃
同15年 5 月17日	〃	同23年 7 月29日	〃	同52年 6 月29日	〃	同16年 6 月29日	〃
同 年10月25日	〃	同24年 9 月12日	〃	同55年 6 月27日	〃	同18年 6 月29日	〃
同16年11月25日	〃	同26年11月30日	〃	同57年 6 月29日	〃	同21年 6 月26日	〃
同17年11月26日	〃	同30年11月30日	〃	同60年 6 月28日	〃	同27年 6 月26日	〃
同18年 5 月26日	〃	同31年11月28日	〃	同63年 6 月29日	〃	同28年10月 1 日	〃
同18年 8 月20日	〃	同32年11月29日	〃	平成 2 年 6 月28日	〃	令和 4 年 6 月29日	〃

定 款

(令和4年6月29日現在)

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、三菱電機株式会社と称し、英文では、Mitsubishi Electric Corporation と表示する。

(機関)

第2条 当社は、指名委員会等設置会社として、株主総会及び取締役のほか、取締役会、指名委員会、監査委員会、報酬委員会、執行役及び会計監査人を置く。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(目的)

第4条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 各種電気機械器具、電子応用機械器具、産業機械器具、情報処理機械器具、家庭用電気機械器具、照明機械器具、車両機械器具、船舶機械器具、航空機機械器具、誘導ロケット、人工衛星、通信機械器具、工作機械器具、理化学機械器具、光学機械器具、原子力機械器具、瓦斯器具、ビル・住宅関連製品、半導体素子、集積回路その他一般機械器具及び部品の製造並びに販売
- (2) 計量器の製造及び販売
- (3) 合金、電線、電気材料、磁性材料、ゴム製品、各種合成樹脂製品及び木工品の製造並びに販売
- (4) 高圧瓦斯及びその容器の製造並びに販売
- (5) 電気及び熱の供給業
- (6) 建設業及び建築設計業
- (7) 電気通信業、情報処理業及び放送業
- (8) 医療機械器具の製造、販売及び輸入販売業
- (9) 前各号に関連するソフトウェアの作成・販売及びエンジニアリング業
- (10) 前各号に関連する一切の事業

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、8,000,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (3) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、代表執行役が定める。

3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当社の株式に関する取扱い、株主の権利行使の手続き及び手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、代表執行役が定める株式取扱規則による。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。

2 株主総会は、あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集する。

(議長)

第 13 条 株主総会においては、執行役社長が議長となる。執行役社長に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の者が議長となる。

(基準日)

第 14 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 16 条 当社の株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 4 章 取締役、取締役会及び委員会

(取締役の選任)

第 18 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会長)

第 20 条 取締役会の決議によって、取締役会長を置くことができる。

(取締役会の招集及び議長)

第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となる。

2 取締役会長に欠員又は差支えがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の者が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 23 条 当社は、取締役会の決議事項について、取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の責任免除)

第 24 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項に定める責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間において、会社法第 423 条第 1 項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(委員会の委員)

第 25 条 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。

第 5 章 執行役

(執行役の選任)

第 26 条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。

(執行役の任期)

第 27 条 執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度の末日までとする。

(代表執行役及び役付執行役)

第 28 条 取締役会の決議によって、代表執行役を選定する。

2 取締役会の決議によって、執行役社長、執行役副社長、専務執行役、上席常務執行役、常務執行役を置くことができる。

(執行役の責任免除)

第 29 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、執行役(執行役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項に定める責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 30 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 31 条 当社は、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 32 条 当社は、毎年 3 月 31 日又は 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 33 条 配当財産が金銭である場合(以下「配当金」という。)は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 配当金には利息をつけない。

以上

- ② 三菱電機株式会社の最終事業年度に係る計算書類等
次頁以降をご参照ください。

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

I. 三菱電機グループに関する事項

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度における景気は、米国では、企業・家計部門ともに持ち直しが継続しましたが、中国では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う行動制限の影響による下押しがみられ、その後の持ち直しも緩やかなものに留まりました。日本では、個人消費を中心に緩やかな持ち直しが継続しましたが、欧州では、企業・家計部門ともに持ち直しはより緩やかになりました。また、一部素材価格の上昇や物流費の高止まり、電子部品等の需給逼迫の長期化などの動きがみられました。

このような状況の中、三菱電機グループは、これまでの事業競争力強化・経営体質強化に加え、新たなビジネスエリア経営体制での事業変革・ポートフォリオ戦略の加速による収益力最大化に、従来以上に軸足を置いて取り組んでまいりました。

この結果、2022年度の業績は、次のとおりとなりました。

売上高

売上高は、為替円安の影響などにより、前年度比5,269億円増加の5兆36億円となりました。ライフ部門では、ビルシステム事業はアジア・国内向けで増加し、空調・家電事業は欧州・国内・北米向け空調機器の需要拡大などにより増加しました。インダストリー・モビリティ部門では、FAシステム事業は脱炭素関連分野の設備投資を中心とした需要拡大を背景に増加し、自動車機器事業は電動化関連製品などの需要が堅調に推移し増加しました。ビジネスプラットフォーム部門では、情報システム・サービス事業はシステムインテグレーション事業・ITインフラサービス事業が増加し、電子デバイス事業はパワー半導体の需要などが堅調に推移し増加しました。インフラ部門では、電力システム事業は前年度並みとなり、社会システム事業は海外の公共分野向けで増加し、防衛・宇宙システム事業は防衛システム事業が増加しました。

■ 売上高

第151期 (2021年度)

第152期 (2022年度)

44,767億円

50,036億円

前年度比 112%

■ 税引前当期純利益

第151期 (2021年度)

第152期 (2022年度)

2,796億円

2,921億円

前年度比 104%

■ 営業利益

第151期 (2021年度)

第152期 (2022年度)

2,520億円

2,623億円

前年度比 104%

■ 親会社株主に帰属する当期純利益

第151期 (2021年度)

第152期 (2022年度)

2,034億円

2,139億円

前年度比 105%

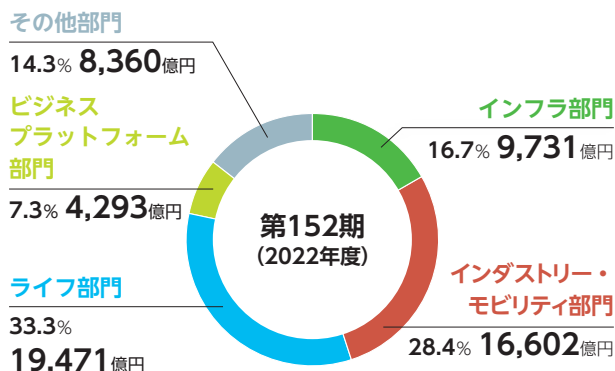
営業利益

営業利益は、インフラ部門、インダストリー・モビリティ部門の減益はありましたが、ビジネスプラットフォーム部門、ライフ部門などの増益により、前年度比103億円増加の2,623億円となりました。営業利益率は、販売費及び一般管理費の増加などにより、前年度比0.4ポイント悪化の5.2%となりました。

売上原価率は、為替円安や価格転嫁による改善はありましたが、一部素材価格の上昇に加え、インフラ部門での採算悪化などにより、前年度比0.1ポイント悪化しました。

販売費及び一般管理費は、前年度比1,343億円増加し、売上高比率は前年度比0.4ポイント悪化しました。その他の損益は、固定資産減損損失の計上はありましたが、土地の売却などにより前年度比22億円増加し、売上高比率は前年度比0.1ポイント改善しました。

部門別売上高



(注) 各部門の売上高には、部門間の内部売上高(振替高)を含めて表示しております。後記の「部門別の概況」も同様であります。

税引前当期純利益

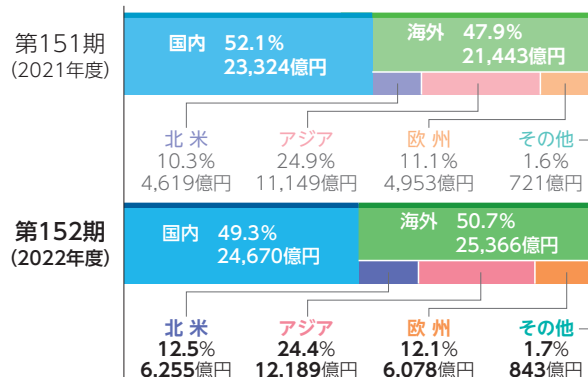
税引前当期純利益は、営業利益の増加などにより、前年度比124億円増加の2,921億円、売上高比率は5.8%となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益

親会社株主に帰属する当期純利益は、税引前当期純利益の増加などにより、前年度比104億円増加の2,139億円、売上高比率は4.3%となりました。

なお、ROEは前年度比0.2ポイント悪化の6.9%となりました。

■ 向先地域別売上高



(注) 向先地域別売上高は、顧客の所在地別に表示しております。

インフラ 部門

主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

鉄道車両用電機品、無線通信機器、有線通信機器、ネットワークカメラ・システム、大型映像表示装置、タービン発電機、水車発電機、原子力機器、電動機、変圧器、パワーエレクトロニクス機器、遮断器、ガス絶縁開閉装置、開閉制御装置、監視制御・保護システム、電力流通システム、衛星通信装置、人工衛星、レーダー装置、アンテナ、誘導飛しょう体、射撃管制装置、放送機器、その他

売上高構成比

16.7%

社会システム事業の事業環境は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた国内鉄道各社における設備投資計画見直しの動きが継続しましたが、国内外の公共分野における投資が堅調に推移しました。このような状況の中、同事業は、受注高は国内外の公共分野の増加などにより前年度を上回り、売上高は円安の影響や海外の公共分野の増加などにより前年度を上回りました。

電力システム事業の事業環境は、国内電力会社の設備投資の動きが継続し、再生可能エネルギーの拡大に伴う電力安定化の需要などが国内外で堅調に推移しました。このような状況の中、同事業は、受注高は国内の電力流通事業や海外の発電事業の増加などにより前年度を上回り、売上高は前年度並みとなりました。

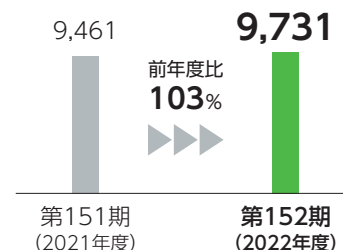
防衛・宇宙システム事業は、受注高は宇宙システム事業の大口案件の増加により前年度を上回り、売上高は防衛システム事業の大口案件の増加により前年度を上回りました。

この結果、部門全体では、売上高は前年度比103%の9,731億円となりました。

営業利益は、売上案件の変動や防衛・宇宙システム事業の採算悪化などにより、前年度比140億円減少の275億円となりました。

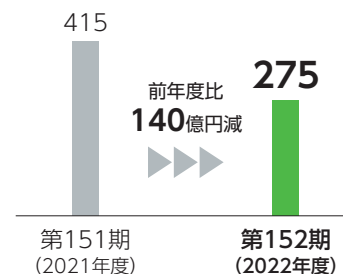
■ 売上高

(億円)



■ 営業利益

(億円)



当社独自のIoTプラットフォーム「INFOPRISM」を活用した鉄道ライフサイクルマネジメントソリューション (LMS)



次期静止気象衛星 (ひまわり10号)

インダストリー・モビリティ 部門

主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

プログラマブルコントローラー、インバーター、サーボ、表示器、電動機、ホイス、電磁開閉器、ノーヒューズ遮断器、漏電遮断器、配電用変圧器、電力量計、無停電電源装置、産業用送風機、数値制御装置、放電加工機、レーザー加工機、産業用ロボット、クラッチ、自動車用電装品、電動化関連製品、ADAS関連機器、カーエレクトロニクス・カーメカトロニクス機器、カーマルチメディア機器、その他

売上高構成比

28.4%

FAシステム事業の事業環境は、スマートフォンや半導体などのデジタル関連分野の需要は減少しましたが、リチウムイオンバッテリーなどの脱炭素関連分野の設備投資を中心に、需要が堅調に推移しました。このような状況の中、同事業は、受注高はデジタル関連分野の需要が一服したことから前年度を下回りましたが、売上高は円安の影響に加え、脱炭素関連分野の需要の増加などにより前年度を上回りました。

自動車機器事業の事業環境は、半導体部品の需給逼迫の影響などはありませんでしたが、新車販売台数は前年度を上回り、電動車を中心とした市場の拡大に伴う電動化関連製品などの需要が堅調に推移しました。このような状況の中、同事業は、円安の影響に加え、モーター・インバーターなどの電動化関連製品や自動車用電装品の増加などにより、受注高・売上高ともに前年度を上回りました。

この結果、部門全体では、売上高は前年度比112%の1兆6,602億円となりました。

営業利益は、FAシステム事業は売上高の増加や円安の影響などにより増加しましたが、自動車機器事業は素材・物流費の上昇や固定資産減損損失の計上などにより減少しました。部門全体では、前年度比5億円減少の959億円となりました。



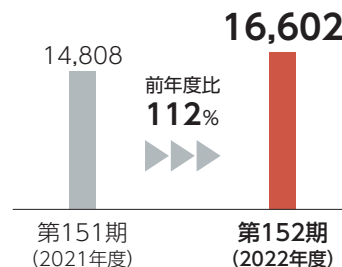
ワイヤ・レーザ金属3Dプリンタ
[AZ600]



電動パワーステアリング用
モータコントローラユニット

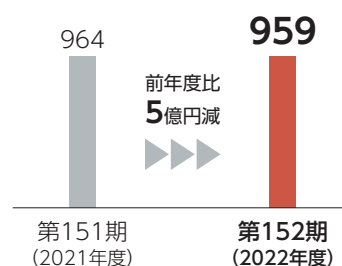
■ 売上高

(億円)



■ 営業利益

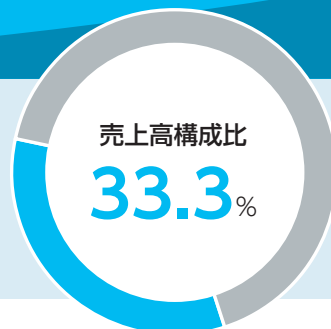
(億円)



ライフ 部門

主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

エレベーター、エスカレーター、ビルセキュリティシステム、ビル管理システム、ルームエアコン、パッケージエアコン、チラー、ショーケース、圧縮機、冷凍機、ヒートポンプ式給湯暖房システム、換気扇、電気温水器、IHクッキングヒーター、LED電球、照明器具、液晶テレビ、冷蔵庫、扇風機、除湿機、空気清浄機、掃除機、ジャー炊飯器、電子レンジ、その他



ビルシステム事業の事業環境は、新型コロナウイルス感染症の影響による市況低迷からの回復の動きが継続しました。このような状況の中、同事業は、円安の影響やアジア・国内の増加などにより受注高・売上高ともに前年度を上回りました。

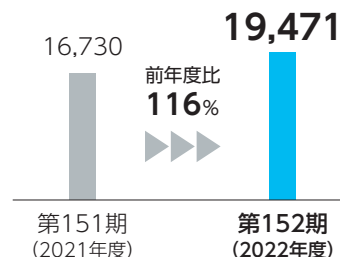
空調・家電事業の事業環境は、第2四半期以降、電子部品の需給状況に改善の動きが見られました。このような状況の中、同事業は、円安の影響や欧州・国内・北米向け空調機器の増加などにより、売上高は前年度を上回りました。

この結果、部門全体では、売上高は前年度比116%の1兆9,471億円となりました。

営業利益は、素材価格・物流費の上昇や第1四半期での操業度低下などはありませんでしたが、売上高の増加や円安の影響などにより、前年度比86億円増加の1,012億円となりました。

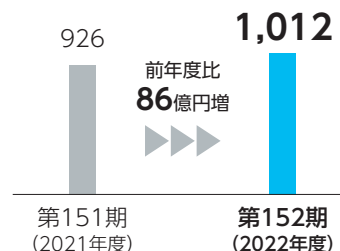
■ 売上高

(億円)



■ 営業利益

(億円)



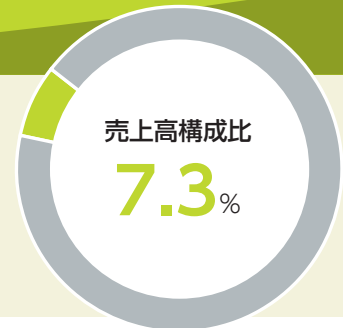
「エモコテック」搭載 霧ヶ峰Zシリーズ
(2023年度モデル)

スマートシティ・ビルIoTプラットフォーム「Ville-feuille (ヴィルフィーユ)」の「ロボット移動支援サービス」エレベーターへの人とロボットの同乗 (イメージ図)

ビジネスプラットフォーム 部門

主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

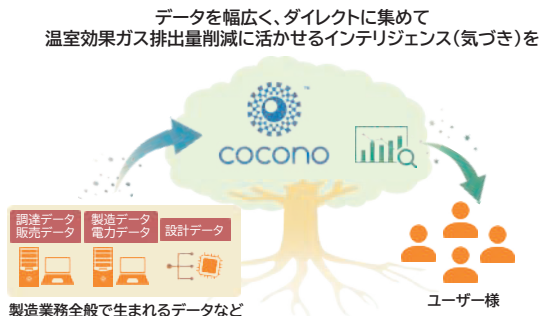
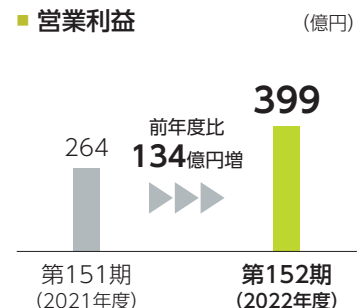
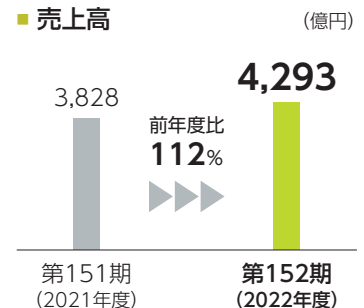
ネットワークセキュリティーシステム、情報システム関連機器及びシステム
インテグレーション、パワーモジュール、高周波素子、光素子、液晶表示装置、その他



情報システム・サービス事業の事業環境は、半導体部品の需給逼迫の影響はありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で延期されていた案件が再開するなど、需要が堅調に推移しました。このような状況の中、同事業は、システムインテグレーション事業・ITインフラサービス事業の増加により受注高・売上高ともに前年度を上回りました。

電子デバイス事業の事業環境は、民生・産業向けのパワー半導体の需要などが堅調に推移しました。このような状況の中、同事業は、受注高は客先の先行手配が一巡した影響などによるパワー半導体の減少や、液晶事業の終息などにより前年度を下回りましたが、売上高は円安の影響に加え、民生・産業向けのパワー半導体の増加などにより前年度を上回りました。

この結果、部門全体では、売上高は前年度比112%の4,293億円となりました。営業利益は、売上高の増加や円安の影響などにより、前年度比134億円増加の399億円となりました。



GHG排出量データ 一元管理ソリューション
「cocono」

※GHG: Greenhouse Gas (温室効果ガス)



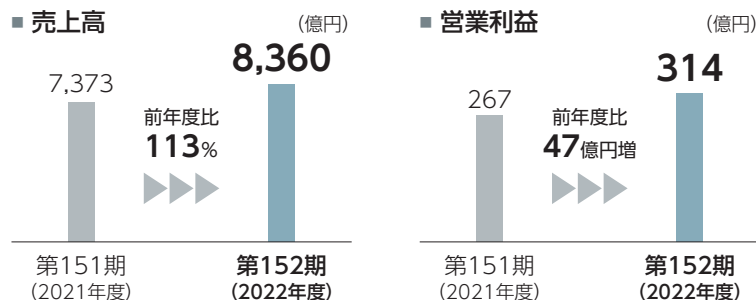
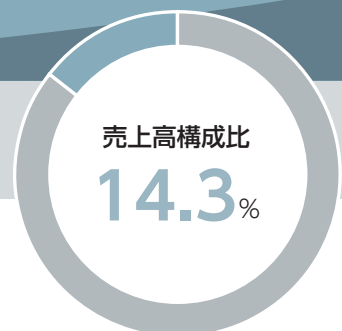
その他 部門

主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

資材調達・物流・不動産・広告宣伝・金融等のサービス、その他

売上高は、資材調達・物流の関係会社の増加などにより、前年度比113%の8,360億円となりました。

営業利益は、売上高の増加などにより、前年度比47億円増加の314億円となりました。



2. 設備投資の状況

当連結会計年度においては、中期経営計画に基づく戦略的かつ重点的な資源の投入等により企業価値の更なる向上を実現するべく、総額3,653億円(前年度比201%)の投資の意思決定を行いました。部門ごとの主要な設備投資は以下のとおりであります。

部門	投資額*	当連結会計年度中に完成した主要設備等	当連結会計年度継続中の主要設備等
インフラ	360億円	三菱電機社会インフラ機器株式会社 車両用電機品 組立試験棟建設	—
インダストリー・モビリティ	645億円	当社 産業メカトロニクス製作所 マイクロレーザ加工機増産体制整備	当社 名古屋製作所 尾張旭地区新拠点整備
ライフ	995億円	三菱電機エア・コンディショニング・システムズ・ マニファクチャリング・トルコ社 空調機生産体制強化(トルコ)	三菱電機インド社 空調機新拠点建設・空調機生産体制整備 (インド)
ビジネスプラットフォーム	1,486億円	当社 パワーデバイス製作所 福山工場取得・整備	当社 パワーデバイス製作所 福山工場12インチSiウエハ生産体制整備、 泗水工場 新棟建設・8インチSiCウエハ 生産体制整備
その他	167億円	三菱電機エンジニアリング株式会社 次期基幹業務システム構築	三菱電機ヨーロッパ社 次期基幹業務システム構築(欧州)

* 金額は意思決定ベース

MEMO

[illegible]

3. 対処すべき課題

信頼回復に向けた3つの改革(品質風土、組織風土、ガバナンス)の深化・発展と確実な浸透

当社は、これまで明らかになった品質不適切行為の全容及び調査委員会・ガバナンスレビュー委員会からの指摘、提言を真摯に受け止め、二度と同じような問題を繰り返さないようグループを挙げて再発防止にあたるとともに、信頼回復に向けた3つの改革(品質風土、組織風土、ガバナンス)を経営上の最重要課題と位置付け、これらを深化・発展させながら、新しい三菱電機の創生に向けた変革に全力で取り組んでいます。

品質風土改革(エンジニアリングプロセスの変革)については、モノ造りマネジメントの正常化、設計のフロントローディング推進やデータに基づく品質管理と手続きの実行等、顧客に対して技術的に正しい説明を尽くす組織能力を再構築するとともに、経営層自ら顧客と対話・交渉することで現場の負担を軽減し、「そもそも現場が品質不適切行為を起こす必要のない仕組み」の構築を進めています。

組織風土改革(双方向コミュニケーションの確立)については、“上にモノが言える”、“課題解決に向けて皆で知恵を出し合える”風土の醸成を図っています。

ガバナンス改革(予防重視のコンプライアンスシステムの構築)については、「外部の視点を入れながら、不正が起こらない・起こさないガバナンス/内部統制の仕組み」の構築を進めています。

「当社関係会社における品質不適切行為に関する調査結果について」(2023年4月14日)にて公表のとおり、今回の調査で判明した当社関係会社における品質不適切行為はいずれも契約違反で、当社製作所における品質不適切行為と同様、主に現場に生じさせて

しまった問題と考えています。このため、現在当社が推進する品質風土改革・牽制機能の強化策を関係会社にも展開し、浸透させてまいります。

サステナビリティ経営の推進

三菱電機グループの「たゆまぬ技術革新と限りない創造力により、活力とゆとりある社会の実現に貢献する」という企業理念は、社会における私たちの存在意義そのものです。この企業理念の下、三菱電機グループは「成長性」「収益性」「効率性」「健全性」の3つの視点によるバランス経営に加えて、「事業を通じた社会課題の解決」という原点に立ち、サステナビリティの実現を経営の根幹に位置付けています。これにより、企業価値の持続的向上を図り、社会・顧客・株主・従業員をはじめとしたステークホルダーへの責任を果たしてまいります。また、グループ内外の知見の融合と共創により、強化されたコンポーネント・システム及びデータを核としたソリューションを提供する「循環型 デジタル・エンジニアリング企業」へ変革し、多様化する社会課題の解決に貢献してまいります。

かかる三菱電機グループの取組みの中で、「環境」については、「脱炭素社会」の実現を重要な経営課題と位置付け、長期環境経営ビジョンである「環境ビジョン2050」を策定し、バリューチェーン全体での温室効果ガス排出量を2050年度までに実質ゼロにすることを目指しています。中間目標としては、三菱電機グループの工場・オフィスからの温室効果ガス排出量を2030年度までに実質ゼロにすることを旨とするともに、社会全体の脱炭素化に貢献する事業を育成し、「脱炭素社会」の実現に貢献して

まいります。加えて、TCFD^{*1}の提言に基づいた気候変動に係るリスクと機会の開示に向けた取組みを継続してまいります。

また、事業を行う各国・地域において、広く人や社会との関わりを持っていることを認識し、全ての人の人権を尊重するとともに、多様な人財が活躍できるようダイバーシティの推進を継続してまいります。

新たなビジネスエリア経営体制でのポートフォリオ戦略・事業変革の加速

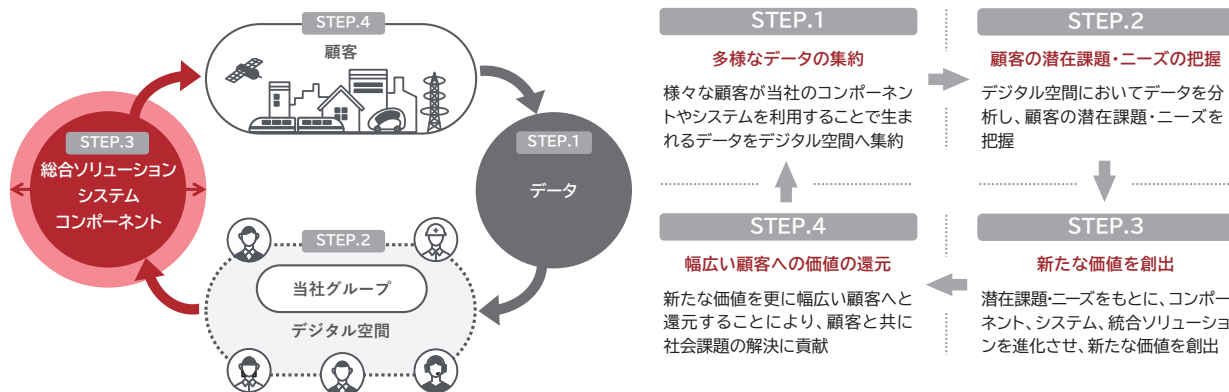
当社は、社会変化に対応したビジネスモデル変革をスピーディに実行するためのビジネスエリア (BA) 経営体制をさらに進化・発展させてまいります。各BAを統括するBAオーナーが、BA内を俯瞰した資源の再分配による資産効率の最大化、技術・ノウハウ

の融合などを通じ、事業本部の壁を越えたシナジー発揮による社会課題の解決、ポートフォリオの見直し、BA内各事業の特性に応じた最適な組織・体制の整備などを加速するとともに、BAを跨る人・技術のダイナミックな連携やソリューション事業の提供を推進してまいります。

また、社会課題の解決に貢献する「循環型 デジタル・エンジニアリング企業」への変革加速を図るため、2023年4月に「DXイノベーションセンター」を新設しました。様々なデジタルソリューション事業を創出・推進するために、当センターが各BAにおいて蓄積されていく広範囲なデータを有機的に結びつけるためのデジタル基盤・空間を構築し、これを活用したデータの解析・利活用の推進、デジタル人財の確保と育成、及び顧客やパートナーとの共創などを加速・推進してまいります。

- お客様から得られたデータをデジタル空間に集約・分析すると共に、グループ内が強くつながり、知恵を出し合う事で新たな価値を生み出し、社会課題の解決に貢献する

循環型 デジタル・エンジニアリングによる社会課題解決



経営体質の強化

世界経済の先行きは、行動制限の緩和により消費は緩やかな拡大が継続するものの、各国の金融引き締め等により、欧州・米国を中心に世界的な景気減速が見込まれます。さらに、地政学的リスクの高まりに伴い、想定を超えた経営環境の変化も懸念されます。

このような状況の中、中期経営計画の中間年にあたる2023年度は、これまでの進捗を振り返り、中期経営計画の達成に向けて、M&Aを含む事業再編を加速・推進するなど、重点成長事業の各種施策を実行に移してまいります。あわせて、素材価格・物流費の高止まり等を踏まえた価格転嫁の上積みや、課題事業・不採算機種の見極めによるリソースシフトの加速等具体的なアクションの実行、事業別資産

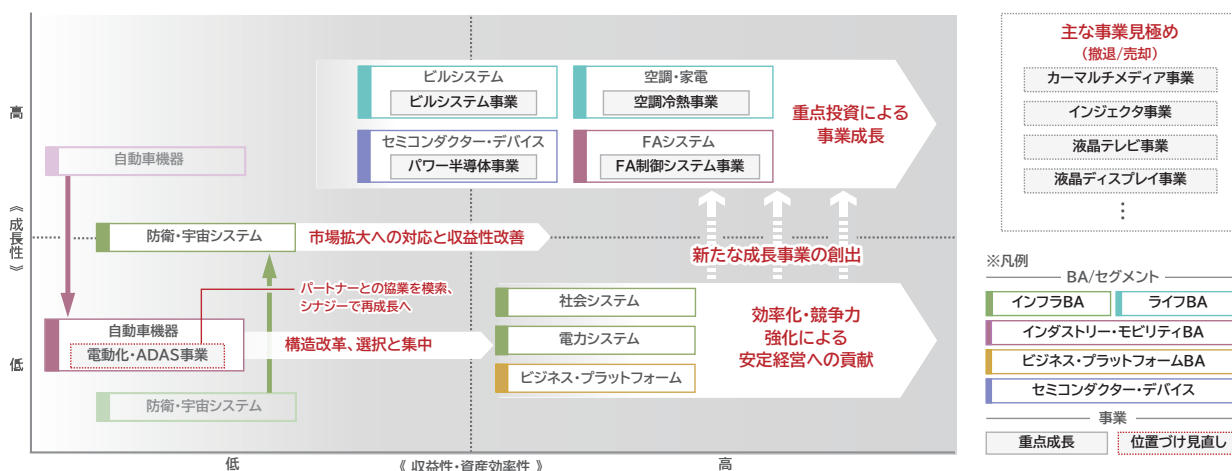
効率指標であるROIC^{*2}を考慮した投資などにより収益力と資本効率の向上を図ってまいります。また、サプライチェーンにおける地政学的リスクを見据え、最適なグローバル生産に向けた調達体制を追求してまいります。

加えて、データとデジタル技術を活用した経営管理の高度化・生産性向上を目指し業務DXを着実に推進してまいります。

「倫理・遵法」については、近年発生した製品・サービス品質、労務、情報セキュリティの問題を厳粛に受け止め、再発防止に向けた各種取組みを進めています。三菱電機グループのコンプライアンス・モットーである“Always Act with Integrity”（いかなるときも「誠実さ」を貫く）に基づき、本社コーポレート部門の全社横ぐし機能の強化、リスク

■ 各事業の特性に見合った施策を実施しサブセグメントの収益性・資産効率性を向上

各サブセグメントの現状・資産効率改善の方向性



の見える化・不正のできない仕組みの拡大などによる予兆予防重視の内部統制システムの構築、コンプライアンス・プログラムの策定・運用に真摯に取り組んでまいります。

あわせて、コーポレートガバナンス・コードを踏まえたガイドラインを策定し、適切に対応することを通じて「コーポレート・ガバナンス」の継続的な向上を図るとともに、適時適切な情報開示に努め、社会・顧客・株主・取引先、及び共に働く従業員とのより高い信頼関係の確立に一層努めてまいります。当社は、あらゆる事業運営のベースは人財であると考えています。新たな発想で協働し、チームで仕事

を拓く双方向コミュニケーション、変化に対応できる人財の育成、働きやすい職場作りなど、多様な人財が自らの能力を最大限発揮できる環境を構築してまいります。それにより、三菱電機グループで働きたい、働き続けたいと思う人が増えるような会社を目指します。

三菱電機グループは、上記施策を着実に展開することにより、更なる企業価値の向上に全力を挙げる所存ですので、株主の皆さまにおかれましては、引き続きご理解・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

*1 TCFD(Task Force on Climate-related Financial Disclosures)：G20の財務大臣・中央銀行総裁からの要請により設置された、民間主導による気候関連財務情報の開示に関するタスクフォース

*2 ROIC(投下資本利益率)：各事業部門での把握・改善が容易となるように、「資本」「負債」ではなく、資産項目(固定資産・運転資本等)に基づいて算出する三菱電機版ROIC

4. トピックス

Topic 1 「PRIDE指標2022」における「ゴールド」を受賞



詳細はこちら

2022年11月、当社は、任意団体「work with Pride」が策定した、日本の職場におけるLGBTQなどの性的マイノリティ(以下、LGBTQ)への取組み評価指標「PRIDE 指標*2022」にて「ゴールド」を受賞しました。LGBTQへの継続的な取組みが評価され、昨年の「シルバー」受賞に続き、当社として初めての「ゴールド」受賞となりました。

今後も、一人ひとりが個人の能力を最大限に発揮し、いきいきと働ける職場環境の実現に向けて、当社グループ全体でダイバーシティの推進に積極的に取り組んでまいります。

* PRIDE の各文字に合わせて、Policy(行動宣言)、Representation(当事者コミュニティ)、Inspiration(啓発活動)、Development(人事制度・プログラム)、Engagement/Empowerment(社会貢献・渉外活動)の5つで構成されている評価指標



Topic 2 「次期静止気象衛星(ひまわり10号)」を受注



詳細はこちら

2023年3月、当社は気象庁から「次期静止気象衛星(ひまわり10号)」を受注しました。「ひまわり7号」から4基連続の受注となります。

独自の標準衛星バス「DS2000*」を用いた衛星と地上データ処理ソフトウェアの提案を行い、気象庁から総合的な評価を得て今回の受注に至りました。

当社は今後も、「ひまわり7号」から20年以上続くわが国の気象衛星事業への貢献で培った知見を最大限に活用し、近年国内で甚大な被害をもたらしている台風や集中豪雨、線状降水帯の予測精度向上や、防災気象情報の高度化など、わが国の防災機能強化に貢献してまいります。

* 増大し多様化する高速・大容量通信への需要にこたえるため、商用通信・放送衛星市場をターゲットとした標準衛星プラットフォーム。宇宙航空研究開発機構(JAXA)の技術試験衛星Ⅷ型「きく8号」をベースに「運輸多目的衛星新2号(ひまわり7号)」や「ひまわり8号、9号」にも採用



Topic 3 SiCパワー半導体の生産体制強化に向け新工場棟を建設



詳細はこちら

当社は、パワーデバイス事業における2021年度から2025年度までの累計設備投資を従来計画*1から倍増させ、約2,600億円を投資します。

脱炭素社会の実現に向け世界的な省エネ志向が高まる中、SiC*2パワー半導体は、電気自動車向けの急速な市場拡大とともに、低損失・高温度動作・高速スイッチング動作等が求められる様々な応用分野における更なる市場の拡大が見込まれ、GX(Green Transformation)実現への貢献が期待されています。当社は今回、この市場拡大に対応するため、SiCウエハの大口径化(8インチ)に対応した新工場棟の建設を行います。また、6インチウエハ製品の生産設備も増強し、更なる事業拡大を目指してまいります。

*1 従来計画は約1,300億円

*2 SiC (Silicon Carbide):ケイ素と炭素の化合物



MEMO

[illegible]

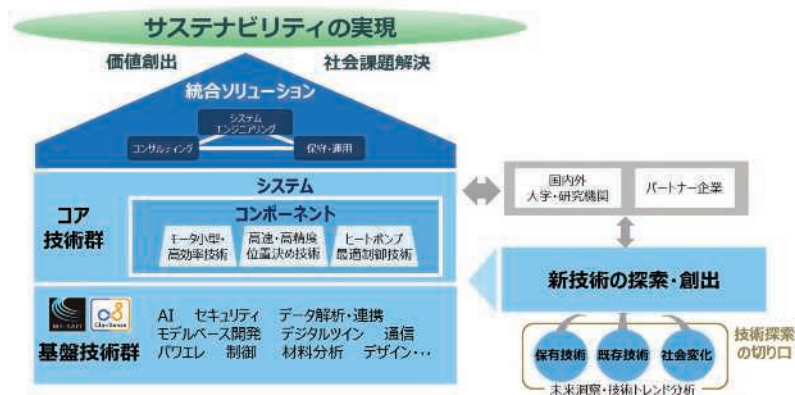
5. 研究開発

(1) 研究開発戦略

サステナビリティの実現に向け、「循環型 デジタル・エンジニアリング企業」としてグループ内外の知見を融合したソリューションの提供を目指し、研究開発を推進します。

事業競争力を生み出すコア技術を強化するとともに、機器・システム・サービスの機能・性能・品質・信頼性を支える基盤技術の深化を図り、ゲームチェンジャーなど将来に備えた新技術の探索・創出をバランス良く推進します。また、大学など社外研究機関と積極的に連携し、開発加速と価値創出に取り組み、多様化する社会課題の解決に貢献します。

当連結会計年度における三菱電機グループ全体の研究開発費の総額は2,123億円(前年度比109%)となりました。



(2) 当連結会計年度の主な研究開発成果

高出力・高効率なパワー半導体モジュールの開発

鉄道車両の駆動システムや直流送電などの電力関連システムでは、高出力・高効率なパワー半導体モジュールの需要が高まっています。

当社は「高耐電圧4.5kV・定格電流450A HVIGBT*モジュールXシリーズ dualタイプHV100」を開発しました。第7世代IGBTとRFCダイオードチップの搭載により、従来よりも低損失で高い電流密度を達成しました。また、並列接続が容易な端子位置の最適化により、多様なインバーターへの対応が可能です。

パワー半導体モジュールの更なる高出力・高効率化に取り組み、カーボンニュートラルの実現に貢献します。

*High Voltage Insulated Gate Bipolar Transistor：高耐圧絶縁ゲート型バイポーラトランジスタ



HVIGBTモジュールXシリーズ
dualタイプHV100
(4.5kV/450A)

大型産業機器向けインバーターの更なる高出力・高効率化に貢献



詳細はこちら

ワイヤ・レーザ金属3Dプリンタ AZ600の開発

三次元形状データから造形物を作り出す金属3Dプリンタは、製造工程の大幅短縮と製造工程における廃棄材料の削減、さらに設計の自由度が向上するという利点から、需要拡大が見込まれています。今回開発したワイヤ・レーザ金属3Dプリンタ「AZ600」は、世界初^{*1}空間同時5軸制御と加工条件を協調制御するデジタル造形技術により、高品質・高精度な三次元造形を可能としました。また、ニアネットシェイプ^{*2}加工を部品加工に適用し、加工時間短縮による省エネルギー化と廃棄材料の削減の両立を実現しました。

今後も環境負荷に配慮した、脱炭素時代のモノづくりに貢献します。

*1 2022年2月24日現在(当社調べ)

*2 最終形状に近い状態に仕上げること

※本件は2022年2月24日付で公表いたしました。主な業績への貢献は当連結会計年度であるため、本欄に記載しております。



ワイヤ・レーザ金属
3Dプリンタ
「AZ600」



造形サンプル



詳細はこちら

加工時間短縮による省エネルギー化と廃棄材料の削減を両立

学習モデルを自動設計しコンパクト化する「量子機械学習技術」を開発

量子ビット^{*1}を用いた計算で高度な処理能力を発揮する量子コンピューターの開発が世界中で加速しています。

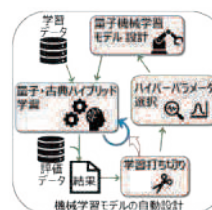
当社は、学習モデルを自動設計して最適化することで、計算規模をコンパクト化する量子機械学習技術を開発し、世界で初めて^{*2}非破壊テラヘルツ検査、無線室内モニタリング、圧縮センシング、生体信号処理などの複数の分野で高性能化に寄与することを確認しました。

今回の開発技術は、量子機械学習と古典機械学習^{*3}を組み合わせることで、限られた学習データでも計算時間の大幅な短縮が可能です。今後、量子機械学習技術の開発を進め、FA、空調、ビルシステム、モビリティなどの幅広い産業分野への活用を目指します。

*1 量子コンピューターで扱われる量子情報の最小単位

*2 2022年12月2日現在(当社調べ)

*3 古典ビットを利用する従来のコンピューターを用いて行う機械学習



学習モデル
活用



開発した量子機械学習技術



適用用途の
イメージ

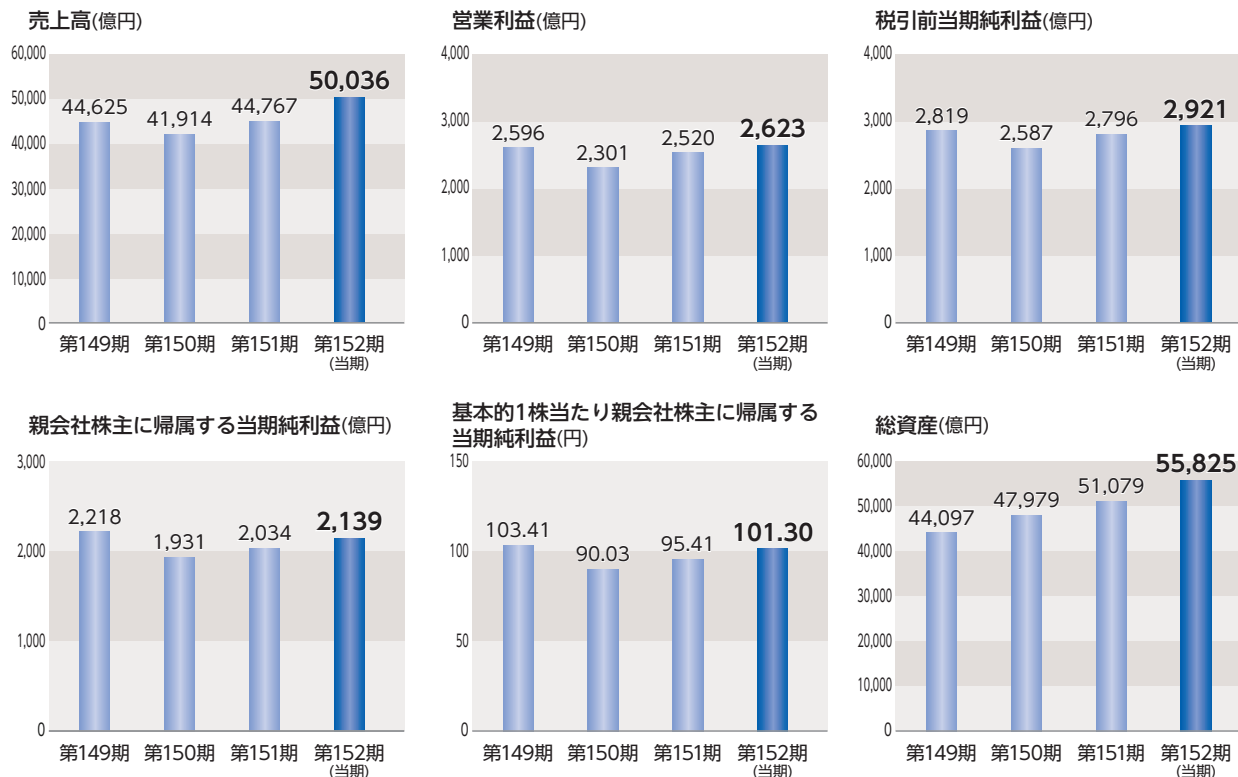


詳細はこちら

世界初、テラヘルツ・イメージングで高性能化を実証

6. 財産及び損益の状況の推移

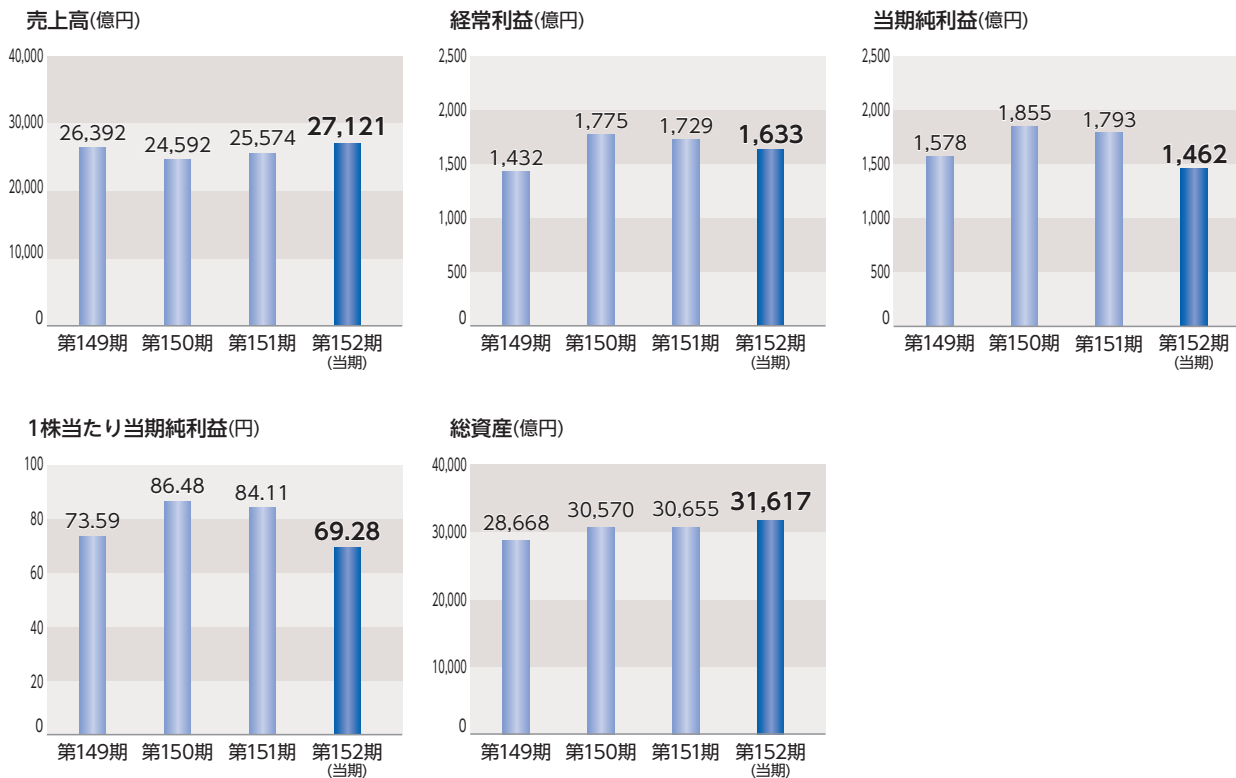
(1) 三菱電機グループ(連結)



	第149期 (2019年度)	第150期 (2020年度)	第151期 (2021年度)	第152期(当期) (2022年度)
売上高	44,625億円	41,914億円	44,767億円	50,036億円
営業利益	2,596億円	2,301億円	2,520億円	2,623億円
税引前当期純利益	2,819億円	2,587億円	2,796億円	2,921億円
親会社株主に帰属する当期純利益	2,218億円	1,931億円	2,034億円	2,139億円
基本的1株当たり親会社株主に 帰属する当期純利益	103円41銭	90円03銭	95円41銭	101円30銭
総資産	44,097億円	47,979億円	51,079億円	55,825億円

(注) 上表は国際会計基準(IFRS)に基づく連結計算書類によるものであります。

(2) 当社(単独)



	第149期 (2019年度)	第150期 (2020年度)	第151期 (2021年度)	第152期(当期) (2022年度)
売上高	26,392億円	24,592億円	25,574億円	27,121億円
経常利益	1,432億円	1,775億円	1,729億円	1,633億円
当期純利益	1,578億円	1,855億円	1,793億円	1,462億円
1株当たり当期純利益	73円59銭	86円48銭	84円11銭	69円28銭
総資産	28,668億円	30,570億円	30,655億円	31,617億円

7. 主要な事業所(2023年3月31日現在)

(1) 当社

① 本社(東京都)

② 営業拠点

名称	所在地
北海道支社	北海道
東北支社	宮城県
関越支社	埼玉県
神奈川支社	神奈川県
北陸支社	石川県
中部支社	愛知県
関西支社	大阪府
中国支社	広島県
四国支社	香川県
九州支社	福岡県

③ 研究開発拠点

名称	所在地
情報技術総合研究所	神奈川県
統合デザイン研究所	神奈川県
住環境研究開発センター	神奈川県
設計システム技術センター	兵庫県
生産技術センター	兵庫県
コンポーネント製造技術センター	兵庫県
先端技術総合研究所	兵庫県
自動車機器開発センター	兵庫県

④ 製造拠点

部門	名称	所在地
■ インフラ	鎌倉製作所	神奈川県
	伊丹製作所	兵庫県
	系統変電システム製作所	兵庫県
	コミュニケーション・ネットワーク製作所	兵庫県
	通信機製作所	兵庫県
	神戸製作所	兵庫県
	電力システム製作所	兵庫県
	受配電システム製作所	香川県
	長崎製作所	長崎県
	名古屋製作所	愛知県
■ インダストリー・モビリティ	産業メカトロニクス製作所	愛知県
	三田製作所	兵庫県
	姫路製作所	兵庫県
	福山製作所	広島県
	群馬製作所	群馬県
■ ライフ	静岡製作所	静岡県
	中津川製作所	岐阜県
	冷熱システム製作所	和歌山県
	インフォメーションシステム統括事業部	神奈川県
■ ビジネスプラットフォーム	高周波光デバイス製作所	兵庫県
	パワーデバイス製作所	福岡県
	液晶事業統括部	熊本県

(注) 「④製造拠点」につきましては、2023年4月1日付で以下の変更が生じております。

・インフラ：通信機製作所を電子通信システム製作所へ名称変更

(2) 子会社

後記の「11. 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

8. 従業員の状況(2023年3月31日現在)

部門	従業員数	前期末比
■ インフラ	21,840名	133名増
■ インダストリー・モビリティ	31,897名	294名増
■ ライフ	61,833名	2,585名増
■ ビジネスプラットフォーム	11,557名	608名増
■ その他部門	16,575名	27名増
共通	5,953名	312名増
合計	149,655名	3,959名増

(注) 1. 共通として記載している従業員数は、特定の部門に区分できない部門に所属しているものです。
2. 従業員数の合計の内訳は、国内93,344名、海外56,311名であります。

9. 資金調達の状況

当連結会計年度においては、期限の到来に伴う借入金の返済を行うとともに、金融機関借入等により、運転資金を調達いたしました。

この結果、当連結会計年度末のリース負債を除く借入金・社債残高は350億円増加し、2,522億円となりました。

10. 主要な借入先(2023年3月31日現在)

三菱電機グループは、グループ資金融資制度を導入しており、グループ会社間で資金を集約・融資することにより資金効率化を図っております。

当連結会計年度末における主要な金融機関借入先は次のとおりであります。

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	765億円
株式会社みずほ銀行	313億円
農林中央金庫	281億円
三井住友信託銀行株式会社	148億円

なお、当社(単独)の貸借対照表における借入金には、金融機関借入に加え、グループ資金融資制度に伴う関係会社からの借入が含まれております。

11. 重要な子会社の状況(2023年3月31日現在)

部門	会社名	主要な事業内容	所在地	議決権の 所有比率
■ インフラ	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	重電関係プラント・機器のメンテナンスサービス	東京都	100.0%
	三菱電機特機システム(株)	レーダー応用機器、電子応用機器、 光学機器の製造・販売	東京都	100.0%
	三菱電機パワー・プロダクツ社	各種送変電機器・鉄道用車両電機品の 製造・販売	米国	100.0%
■ インダストリー・ モビリティ	(株)セツヨーアステック	FA機器の販売	大阪府	100.0%
	(株)デービー精工	自動車機器の製造・販売	兵庫県	78.7%
	三菱電機自動化(中国)有限公司	FA機器の販売	中国	100.0%
	三菱電機オートモティブ・アメリカ社	自動車機器の製造・販売	米国	100.0%
■ ライフ	三菱電機ビルソリューションズ(株)	昇降機設備、ビルマネジメントシステム等 ビル設備の開発・製造・販売・据付・ 保守・修理等	東京都	100.0%
	三菱電機照明(株)	照明器具、ランプ及び関連部品の製造・ 販売	神奈川県	100.0%
	三菱電機コンシューマー・プロダクツ(タイ)社	空調機器の製造・販売	タイ	90.0%
	三菱電機カンヨンワタナ社	空調機器・家電品等の販売	タイ	50.1%
	三菱電機インフォメーション ネットワーク(株)	情報システムの企画・設計・開発・販売	東京都	100.0%
■ ビジネス プラットフォーム	メルコパワーデバイス(株)	パワーデバイスの製造	兵庫県	67.0%
	ヴィンコテック・ホールディングス社	欧州等におけるパワーデバイス事業会社の 持株会社	ルクセンブルク	100.0%
	(株)弘電社	電気工事の請負及び当社製品の販売	東京都	51.2%
■ その他	三菱電機トレーディング(株)	資材の調達・販売	東京都	100.0%
	三菱電機ロジスティクス(株)	ロジスティクス・物流	東京都	99.2%
	三菱電機ヨーロッパ社	当社製品の販売	オランダ	100.0%
	三菱電機U S 社	当社製品の販売	米国	100.0%

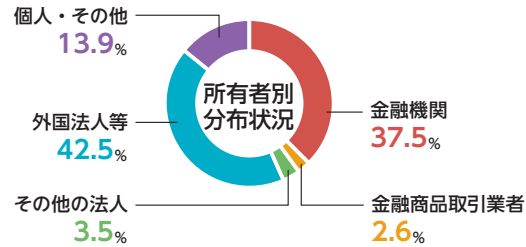
【連結子会社数】

■ インフラ	■ インダストリー・ モビリティ	■ ライフ	■ ビジネス プラットフォーム	■ その他	計
27社	42社	76社	15社	49社	209社

Ⅱ. 当社に関する事項

1. 株式に関する事項(2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000,000株
- (2) 発行済株式総数 2,147,201,551株
- (3) 株主数 117,501名
- (4) 所有者別分布状況



区分	株主数	株式数	持株比率
政府・地方公共団体	0名	0千株	0.0%
金融機関	126名	804,967千株	37.5%
金融商品取引業者	81名	56,153千株	2.6%
その他の法人	1,276名	75,628千株	3.5%
外国法人等	1,014名	911,350千株	42.5%
個人・その他	115,004名	299,101千株	13.9%

(5) 大株主の状況(上位10名)

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	332,483千株	15.7%
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	117,992千株	5.6%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	106,410千株	5.0%
明治安田生命保険相互会社	81,862千株	3.9%
三菱電機グループ社員持株会	45,979千株	2.2%
JP MORGAN CHASE BANK 380055	37,178千株	1.8%
日本生命保険相互会社	36,339千株	1.7%
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	33,373千株	1.6%
JP MORGAN CHASE BANK 385781	25,633千株	1.2%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	23,516千株	1.1%

(注) 自己株式34,098,941株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算(小数点以下第2位を四捨五入)しております。

- (6) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
後記の「2. (3)②イ.役員報酬等として交付した役員区分ごとの株式の総数」に記載のとおりであります。

2. 役員に関する事項

(1) 取締役(2023年3月31日現在)

① 取締役の地位、担当、重要な兼職の状況

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
社 外 取 締 役	藪 中 三十二	取締役会議長 指名委員長 報酬委員	大阪大学特任教授
社 外 取 締 役	大 林 宏	監査委員長 指名委員	弁護士 大和証券株式会社社外監査役
社 外 取 締 役	渡 邊 和 紀	報酬委員長 監査委員	公認会計士 税理士 株式会社ベルシステム24ホールディングス社外監査役
社 外 取 締 役	小 出 寛 子	指名委員 報酬委員	株式会社J-オイルミルズ社外取締役 J.フロント リテイリング株式会社社外取締役
社 外 取 締 役	小山田 隆	指名委員 監査委員	株式会社三菱UFJ銀行特別顧問 株式会社三越伊勢丹ホールディングス社外取締役 協和キリン株式会社社外取締役
社 外 取 締 役	小 坂 達 朗	指名委員 報酬委員	中外製薬株式会社特別顧問 株式会社小松製作所社外監査役
社 外 取 締 役	柳 弘 之	指名委員 報酬委員	ヤマハ発動機株式会社顧問 AGC株式会社社外取締役 キリンホールディングス株式会社社外取締役 日本航空株式会社社外取締役
取 締 役	漆 間 啓	—	—
取 締 役	皮籠石 齊	監査委員	—
取 締 役	増 田 邦 昭	指名委員 報酬委員	—
取 締 役	永 澤 淳	監査委員	—
取 締 役	加 賀 邦 彦	—	—

- (注) 1. 取締役 漆間啓、増田邦昭及び加賀邦彦の3氏は、執行役を兼務しております。
2. 社外取締役 小坂達朗、柳弘之、取締役 永澤淳及び加賀邦彦の4氏は、2022年6月29日開催の第151回定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
3. 取締役 大林宏氏は、2022年6月23日付にて、日本製鉄株式会社社外取締役監査等委員を、2023年3月24日付にて、日本たばこ産業株式会社社外監査役を退任いたしました。
4. 取締役 佐川雅彦及び坂本隆の両氏は、2022年6月29日開催の第151回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
5. 監査委員 渡邊和紀氏は、公認会計士の資格を有しており、監査委員 皮籠石齊氏は、長年当社の経理・財務部門の業務を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
6. 当社では、執行役会議等重要な会議への出席、内部監査人等からの情報収集、執行部門等との面談等の調査活動を継続的・実効的に行うとともに、内部統制部門との十分な連携を図るため、取締役 皮籠石齊及び永澤淳の両氏を常勤の監査委員として選定しております。
7. 社外取締役 藪中三十二、大林宏、渡邊和紀、小出寛子、小山田隆、小坂達朗及び柳弘之の7氏は、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしているため、独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。
- なお、社外取締役 藪中三十二、大林宏、渡邊和紀、小出寛子、小山田隆、小坂達朗及び柳弘之の7氏は、当社の社外取締役の独立性ガイドラインの要件を満たしております。
8. 当社は、社外取締役の重要な兼職先のうち、国立大学法人大阪大学、大和証券株式会社、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社小松製作所、ヤマハ発動機株式会社及びAGC株式会社と取引関係がありますが、いずれも一般株主との利益相反となるような特別の関係はありません。

② 責任限定契約の概要

当社は、社外取締役 藪中三十二、大林宏、渡邊和紀、小出寛子、小山田隆、小坂達朗及び柳弘之の7氏並びに取締役 皮籠石斉及び永澤淳の両氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、1,000万円又は法令の定める最低限度額のいずれか高い額となっております。

③ 社外取締役の主な活動状況

氏名	主な活動状況と果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
藪 中 三十二	取締役会、指名委員会、報酬委員会へ出席するとともに、取締役会においては議長、指名委員会においては委員長を務め、「ガバナンス」、「人事・人材開発」及び「グローバル」の分野における幅広い経験と高い見識に基づき積極的な発言を行うなどにより当社経営の監督を行っており、社外取締役として期待される役割を十分に発揮しています。 なお、取締役会への出席率は100%(13回中13回)でした。
大 林 宏	取締役会、指名委員会、監査委員会へ出席するとともに、監査委員会においては委員長を務め、「ガバナンス」、「法務・コンプライアンス」及び「人事・人材開発」の分野における幅広い経験と高い見識に基づき積極的な発言を行うなどにより当社経営の監督を行っており、社外取締役として期待される役割を十分に発揮しています。 なお、取締役会への出席率は100%(13回中13回)、監査委員会への出席率は100%(15回中15回)でした。
渡 邊 和 紀	取締役会、監査委員会、報酬委員会へ出席するとともに、報酬委員会においては委員長を務め、「ガバナンス」、「財務・会計」及び「人事・人材開発」の分野における幅広い経験と高い見識に基づき積極的な発言を行うなどにより当社経営の監督を行っており、社外取締役として期待される役割を十分に発揮しています。 なお、取締役会への出席率は100%(13回中13回)、監査委員会への出席率は100%(15回中15回)でした。
小 出 寛 子	取締役会、指名委員会、報酬委員会へ出席し、「企業経営・経営戦略」、「ガバナンス」、「人事・人材開発」及び「グローバル」の分野における幅広い経験と高い見識に基づき積極的な発言を行うなどにより当社経営の監督を行っており、社外取締役として期待される役割を十分に発揮しています。 なお、取締役会への出席率は100%(13回中13回)でした。
小山田 隆	取締役会、指名委員会、監査委員会へ出席し、「企業経営・経営戦略」、「ガバナンス」、「財務・会計」及び「人事・人材開発」の分野における幅広い経験と高い見識に基づき積極的な発言を行うなどにより当社経営の監督を行っており、社外取締役として期待される役割を十分に発揮しています。 なお、取締役会への出席率は100%(13回中13回)、監査委員会への出席率は100%(15回中15回)でした。
小 坂 達 朗	取締役会、指名委員会、報酬委員会へ出席し、「企業経営・経営戦略」、「ガバナンス」、「グローバル」及び「エンジニアリング・ものづくり・R&D」の分野における幅広い経験と高い見識に基づき積極的な発言を行うなどにより当社経営の監督を行っており、社外取締役として期待される役割を十分に発揮しています。 なお、取締役会への出席率は100%(10回中10回)でした。
柳 弘 之	取締役会、指名委員会、報酬委員会へ出席し、「企業経営・経営戦略」、「ガバナンス」、「グローバル」及び「エンジニアリング・ものづくり・R&D」の分野における幅広い経験と高い見識に基づき積極的な発言を行うなどにより当社経営の監督を行っており、社外取締役として期待される役割を十分に発揮しています。 なお、取締役会への出席率は90%(10回中9回)でした。

- (注) 1. 当社は、当事業年度において、取締役会を13回開催しております。
 なお、社外取締役 小坂達朗及び柳弘之の両氏の出席状況については、2022年6月29日の就任以降に開催された取締役会を対象としております。
2. 2021年6月以降、当社の複数の製造拠点において、品質に関わる不適切行為が判明し、2022年10月に最終報告を公表しました。社外取締役は、事前には、当該事実を認識しておりませんでしたが、日頃から取締役会等においてコンプライアンスの視点に立ち、注意喚起をしていました。事後には、取締役会等において、全容解明、原因究明のための徹底した調査、再発防止に向けた3つの改革の取組み状況のモニタリング等を実施し、体制強化に関する提言及び指示などを行っております。

(2) 執行役(2023年3月31日現在)

地位	氏名	担当・役職
代表執行役社長	漆 間 啓	CEO
代表執行役専務	松 本 匡	ライフビジネスエリアオーナー(ビルシステム事業本部長、三菱電機ビルソリューションズ株式会社 代表取締役社長)、輸出管理担当
常務執行役	原 芳 久	電子システム事業本部長
常務執行役	藪 重 洋	自動車機器事業本部長
常務執行役	日下部 聡	CRO(法務・コンプライアンス、リスクマネジメント、経済安全保障、輸出管理担当)
常務執行役	齋 藤 洋 二	CMPO(資材担当)、CCO(コーポレートコミュニケーション本部長、産業政策渉外担当)
常務執行役	高 澤 範 行	インフラビジネスエリアオーナー (電力・産業システム事業本部長)
常務執行役	鈴 木 聡	リビング・デジタルメディア事業本部長
常務執行役	三 谷 英一郎	ビジネスプラットフォームビジネスエリアオーナー(インフォメーションシステム事業推進本部長)、CIO(情報セキュリティ、IT担当、プロセス・オペレーション改革本部長)
常務執行役	竹 野 祥 瑞	生産システム本部長
常務執行役	加 賀 邦 彦	監査担当、CSO(経営企画、関係会社担当)、CTO(技術戦略担当)
常務執行役	古 田 克 哉	CMO(グローバルマーケティング担当、営業本部長)
常務執行役	増 田 邦 昭	CFO(経理、財務担当)、CHRO(総務、人事担当)
常務執行役	佐 藤 智 典	知的財産渉外、知的財産担当、開発本部長
常務執行役	中 井 良 和	CPO(ものづくり担当)、CQO(品質改革推進本部長)
常務執行役	武 田 聡	インダストリー・モビリティビジネスエリアオーナー(FAシステム事業本部長)
常務執行役	桼 原 洋	CDO(ビジネスイノベーション本部長)

- (注) 1. 代表執行役 執行役社長 漆間啓、常務執行役 加賀邦彦及び常務執行役 増田邦昭の3氏は、取締役を兼務しております。
2. 上記執行役の17氏には、重要な兼職に該当するものではありません。
3. 常務執行役 原芳久、鈴木聡、竹野祥瑞及び古田克哉の4氏は、2023年3月31日付にて、任期満了により退任いたしました。

(ご参考) 2023年4月1日現在の執行役は次のとおりであります。

地位	氏名	担当・役職
代表執行役社長	漆 間 啓	CEO
代表執行役執行役副社長	松 本 匡	ライフビジネスエリアオーナー(ライフBA戦略室長、三菱電機ビルソリューションズ株式会社代表取締役社長)、輸出管理担当
代表執行役専務執行役	加 賀 邦 彦	インダストリー・モビリティビジネスエリアオーナー(インダストリー・モビリティBA戦略室長)、CTO(技術戦略担当)
専務執行役	高 澤 範 行	インフラビジネスエリアオーナー (インフラBA戦略室長)
常務執行役	藪 重 洋	自動車機器事業本部長
常務執行役	日下部 聡	CRO(法務・コンプライアンス、リスクマネジメント、経済安全保障、輸出管理担当)
常務執行役	齋 藤 洋 二	CMO(グローバルマーケティング、宣伝担当、営業本部長)、産業政策渉外担当
常務執行役	三 谷 英一郎	ビジネス・プラットフォームビジネスエリアオーナー(ビジネス・プラットフォームBA戦略室長、インフォメーションシステム事業推進本部長)、CIO(情報セキュリティ、IT担当、プロセス・オペレーション改革本部長)
常務執行役	増 田 邦 昭	CFO(経理、財務担当)
常務執行役	佐 藤 智 典	防衛・宇宙システム事業本部長
常務執行役	中 井 良 和	CPO(ものづくり担当、生産システム本部長)、CQO(品質改革推進本部長)
常務執行役	武 田 聡	監査担当、CSO(経営企画、IR・SR、関係会社、3つの改革推進、サステナビリティ担当)
常務執行役	榊 原 洋	CDO(DX担当、ビジネスイノベーション本部長)
常務執行役	阿 部 恵 成	CHRO(総務、人事担当、人事部長)、広報担当

(注) 上席執行役員について

全社経営方針に基づいて、所轄する部門に関する経営全般の意思決定と業務の執行を行う者として、上席執行役員を任命しております。2023年4月1日現在の上席執行役員は次のとおりであります。

地位	氏名	担当・役職
上席執行役員	尋 木 保 行	リビング・デジタルメディア事業本部長
上席執行役員	川 路 茂 樹	資材担当、資材部長
上席執行役員	藤 本 健一郎	経理財務統括、経理部長
上席執行役員	竹 見 政 義	半導体・デバイス事業本部長
上席執行役員	根 来 秀 人	社会システム事業本部長
上席執行役員	大 家 正 宏	国際本部長
上席執行役員	織 田 蔵	ビルシステム事業本部長 兼 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 代表取締役 副社長
上席執行役員	土 本 寛	経営企画室長
上席執行役員	竹 内 敏 恵	FAシステム事業本部長
上席執行役員	濱 本 総 一	電力・産業システム事業本部長
上席執行役員	岡 徹	知的財産渉外、知的財産担当、開発本部長
上席執行役員	マイケル コルボ	国際本部 米州代表 兼 Mitsubishi Electric US Holdings, Inc., President 兼 Mitsubishi Electric US Inc., President & CEO

(3) 当事業年度に係る取締役及び執行役の報酬等の額

① 役員報酬等の決定に関する方針

取締役及び執行役の報酬等の決定に関する方針は、委員長を含む委員の過半数を社外取締役が占める報酬委員会にて審議・決定することとし、当該方針は以下のとおりです。なお、取締役が執行役を兼任する場合は、執行役としての報酬等の決定に関する方針を適用することとします。

ア. 基本方針

当社は指名委員会等設置会社として、経営の監督と執行を分離し、経営の監督機能は取締役及び取締役会が、経営の執行機能は執行役が担う体制としているため、取締役と執行役の報酬は、それぞれの職務の内容及び責任に応じ別体系とし、以下の基本方針に基づき、報酬委員会が決定します。

(ア) 取締役

- a. 経営の監督機能の発揮を適切に促すものであること
- b. 当社の取締役の責務を果たすに相応しい人材を確保するために必要な報酬等であること

(イ) 執行役

- a. 三菱電機グループの企業理念に従い、社会・顧客・株主・従業員をはじめとする全てのステークホルダーに対して説明責任を十分に果たすものであること
- b. 経営戦略に沿った職務の遂行を促し、経営目標の達成を強く動機付けるものであること
- c. 持続的な業績成長と企業価値向上へのインセンティブとして機能するものであること
- d. 役割や職責に対する成果及び貢献を公平・公正に評価するものであること

イ. 報酬体系

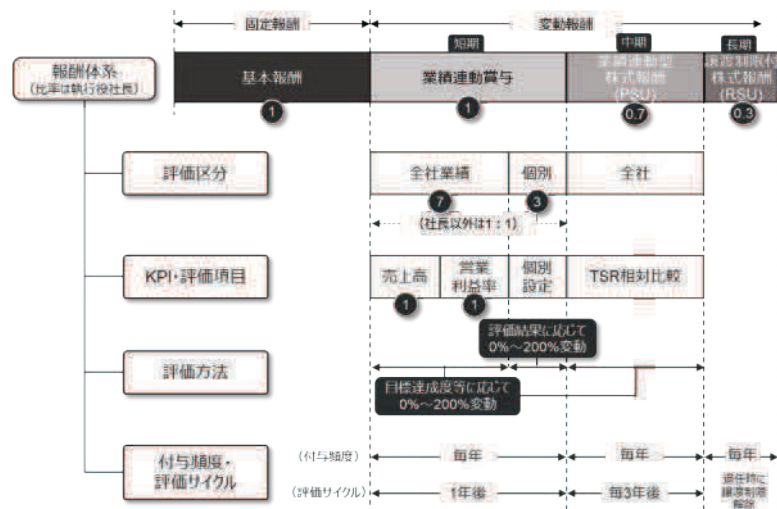
(ア) 取締役

取締役の報酬体系は、客観的かつ独立した立場から当社の経営へ助言と監督を行うという役割に鑑みて、基本報酬(固定報酬)のみとします。

(イ) 執行役

執行役の報酬体系は、中期的な企業価値・株主価値の向上を重視し、以下のとおりとします。

■ 報酬体系（報酬割合は執行役社長のものを記載）



a. 基本報酬

各執行役の役割や職責に応じて設定される固定報酬とし、役位別基準額(年額)を12で除して毎月現金にて支給します。

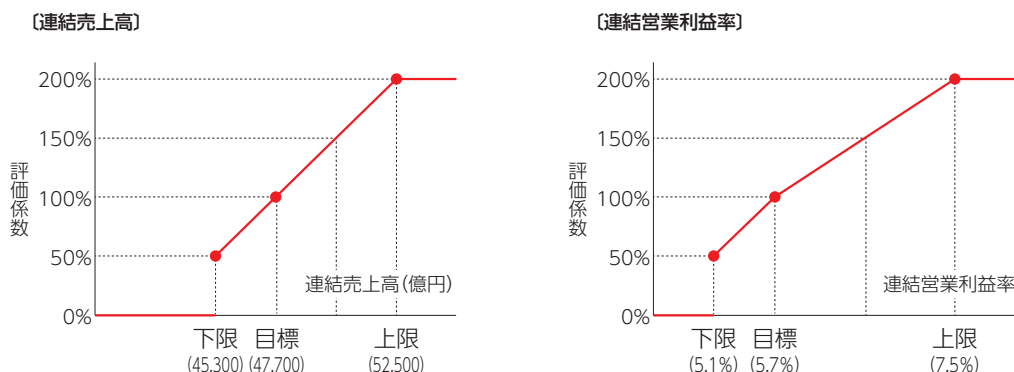
b. 業績連動賞与

「全社業績評価」及び「個別評価」で構成し、中期経営計画に掲げる重要指標・重点施策等の実行・達成に向けて、「全社業績評価」については連結売上高と連結営業利益率を評価指標とし、「個別評価」については執行役個別に設定を行う非財務事項に関する目標及び事業本部担当執行役については担当事業における業績についても評価指標とし、これらの達成状況に応じて支給額を決定します。

個人別の支給額は0～200%の範囲で変動する仕組みとし、算定方法を以下のとおりとした上で、各事業年度終了後に一括して現金支給します。

$$\text{個人別支給額} = \text{役位別基準額} \times (\text{全社業績評価係数} + \text{個別評価係数}) (0 \sim 200\%)$$

■ 全社業績評価係数の算定方法



※目標・下限・上限については、2022年度のものを記載

■ 個別評価係数の算定方法

執行役社長の目標は、事業年度開始時点において報酬委員会で審議の上、決定します。
評価については、事業年度終了後に、執行役社長の自己評価を経て報酬委員会が審議の上決定します。

その他執行役の目標及び評価は、執行役社長と各執行役の面談を経て、報酬委員会で審議・承認します。

■ 2022年度の評価指標及び評価割合、目標等及び実績並びに評価係数

評価指標		評価割合		目標等		実績	評価係数
		執行役社長	その他執行役				
全社業績評価	連結売上高	35%	25%	上限	52,500億円	50,036億円	148.7%
				目標	47,700億円		
				下限 (Threshold)	45,300億円		
	連結営業利益率	35%	25%	上限	7.5%	5.2%	58.3%
				目標	5.7%		
				下限 (Threshold)	5.1%		
個別評価		30%	50%	2025年度中期経営計画の重点施策、信頼回復に向けた「3つの改革」、ESG推進、担当事業本部の業績等、各執行役について個別具体的な目標を設定		個別目標に対する評価や担当事業本部の業績等による	—

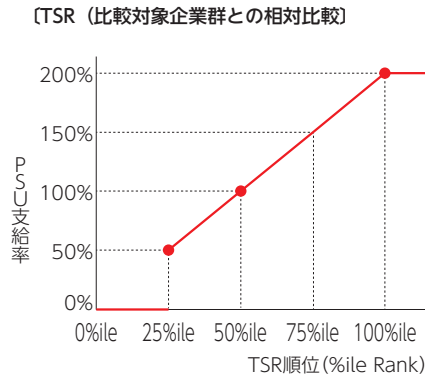
c. 業績連動型株式報酬 (PSU)*

業績連動型株式報酬 (PSU) は、原則として毎期、3年間の当社TSR (株主総利回り) とあらかじめ選定した比較対象企業群の各社TSRとの比較結果 (パーセンタイルランク) に応じて交付される株式数が0~200%の範囲で変動する仕組みとします。なお、比較対象企業群については、当社が展開する事業領域において競合する国内外の企業を選定しています。個人別の交付株式数の算定方法は以下のとおりです。

* PSUはPerformance Share Unitの略称

$$\text{個人別交付株数} = \text{役位別PSU基準ポイント} \times \text{PSU支給率 (0~200\%)}$$

■ PSU支給率の算定方法



■ 2022年度を評価対象期間終了事業年度とする当該株式報酬

当該業績連動型株式報酬 (PSU) は2022年度に導入したため、当年度を評価対象期間終了事業年度とする当該株式報酬はありません。

d.譲渡制限付株式報酬(RSU)*

譲渡制限付株式報酬(RSU)は、在任中の継続的な株式保有及び株主価値の共有を促進するため、原則として毎期、各事業年度末に役位別基準額相当の譲渡制限付株式を交付し、退任時(当社の取締役又は執行役のいずれの地位からも退任する時点)に譲渡制限を解除する仕組みとします。

* RSUは Restricted Stock Unitの略称

ウ. 報酬水準・報酬構成割合の設定方法

取締役及び執行役の報酬水準・報酬構成割合は、毎年、外部専門機関による報酬調査データによって市場水準と比較の上、役割や職責に応じて設定します。市場水準との比較にあたっては、当社の規模や業態、グローバル展開等の観点から類似する日本国内の大手製造業企業を報酬ベンチマーク企業群として選定します。

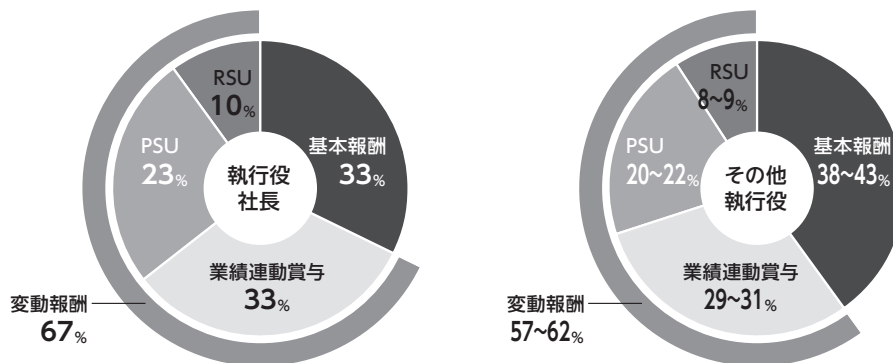
(ア)取締役

取締役の基本報酬水準は、報酬ベンチマーク企業群における非業務執行社内取締役又は社外取締役の報酬水準、役割や職責等を考慮して設定します。

(イ)執行役

執行役の報酬等は、報酬ベンチマーク企業群における業務執行役員の報酬水準の動向、当社の経営戦略・事業環境、インセンティブ報酬の目的や目標達成の難易度、当該執行役の役割や職責等を考慮して設定します。また、ペイ・フォー・パフォーマンスの観点から、業績連動性と中長期的な企業価値・株主価値の向上を重視した報酬等とするため、インセンティブ報酬の割合を高めに設定します。なお、2022年度の基準報酬の構成割合は以下のとおりです。

■ 2022年度の基準報酬の構成割合



※「基本報酬：業績連動賞与：株式報酬(PSU+RSU)」の構成割合について、執行役社長は「1：1：1」、その他執行役は「1：(0.67~0.8)：(0.67~0.8)」の範囲で、上位の役位ほど変動報酬の比率が高くなるように設定。短期・中長期の重要性は同等とし、業績連動賞与と株式報酬の比率は均等に設定。

エ. 報酬ガバナンス

当社の報酬委員会は、当社の取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容を決定する権限を有しており、主に、役員報酬等に関する決定の方針、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容、執行役のインセンティブ報酬に係る全社業績評価及び各執行役の個別評価の決定を行います。なお、報酬委員長は社外取締役が務めることとしています。

オ. 株式保有ガイドライン

当社は、執行役が株主の皆さまとの価値共有を長期的かつ持続的に確保することが重要と考えています。そのため、以下のとおり株式保有ガイドラインを設定するとともに、基準金額到達以降も、在任中は継続して基準金額以上の当社株式を保有することとします。

〔株式保有ガイドライン〕

当該役位就任後、4年以内に達成を目指す保有金額

役位	保有目標金額	
執行役社長	基本報酬（年額）の	1.3倍
専務執行役		1.0倍
常務執行役		0.8倍

カ. マルス・クローバック条項

当社は、執行役に重大な不正・違反行為等が発生した場合、過年度決算内容の重大な修正が発生した場合、報酬委員会の決議により、当該執行役に対し、インセンティブ報酬を受給する権利の没収（マルス）又は報酬の返還（クローバック）を請求することができます。対象となり得る報酬は、支給前又は支給済の業績連動賞与、株式交付前のポイント及び譲渡制限解除前の株式、交付済の株式の一部又は全部となります。

② 役員の報酬等の総額（2022年度）

ア. 役員区分ごとの報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額				
			基本報酬	業績連動賞与	業績連動型株式報酬	譲渡制限付株式報酬	退任慰労金
取締役	4名	120百万円	108百万円	－	－	－	12百万円
社外取締役	7名	122百万円	122百万円	－	－	－	－
執行役	17名	1,645百万円	686百万円	479百万円	335百万円	143百万円	－

(注) 1. 取締役の支給人員には、社外取締役及び執行役兼務の取締役は含まれておりません。

2. 第151期に在任していた執行役に対し、当事業年度に支給した報酬等の総額と過年度の事業報告において開示した報酬等の総額との差額59百万円が発生いたしましたが、上表には含まれておりません。

3. 業績連動賞与は、2022年4月から2023年3月を対象期間とし、対象となる執行役に対して2023年6月に支給する賞与に対する2023年3月末の引当額を記載しています。

4. 業績連動型株式報酬は、2022年4月から2023年3月を対象期間とし、対象となる執行役に対してTSR評価期間(3年)後に交付する予定の株式報酬に対する2023年3月末の引当額を記載しています。

5. 譲渡制限付株式報酬は、2022年4月から2023年3月を対象期間とし、対象となる執行役に対して2023年3月に交付した譲渡制限付株式に対する報酬総額を記載しています。
6. 当社は、業績連動型株式報酬及び譲渡制限付株式報酬に、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託の仕組みを採用しており、業績連動型株式報酬についてはTSR評価期間 (3年間) の後に、譲渡制限付株式報酬については待機期間 (1年間) の後に、株式を執行役に交付します。
7. 取締役及び執行役の退任慰労金について、取締役は2021年6月開催の定時株主総会終結後に、執行役は2021年4月1日から廃止しております。なお、退任慰労金廃止日以前に在任した取締役及び執行役については、退任慰労金廃止日までを在任期間として報酬委員会が定める取締役・執行役退任慰労金規程に基づき退任時に支給します。
8. 当社で発生した品質不適切行為を厳粛に受け止め、関係する執行役の2022年4月及び2022年11月から2023年1月の間の基本報酬について、報酬委員会による決定により、一部を減額しております。

イ. 役員報酬等として交付した役員区分ごとの株式の総数

	交付株式数	交付対象者数
執行役及び取締役 (社外取締役を除く)	391,018株	36名
社外取締役	—	—

(注) 1. 役員であった者を含んでおります。

2. 上記の株式数は各役員に現実に交付された株式数であり、各役員に交付の権利が付与された株式のうち287,507株につきましては、株式交付規程に基づき、信託内で換価の上、換価処分金相当額の金銭として支給をしております。

③ 2022年度に係る個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うと報酬委員会が判断した理由

取締役及び執行役の個人別の報酬等の決定等に関し、2022年4月～2023年3月までの間に報酬委員会を11回開催しました。報酬委員会の審議にあたっては、社外からの客観的視点及び役員報酬制度に関する専門的な知見や情報の提供を目的として、グローバルな経験・知見を有する外部専門機関の報酬アドバイザーを起用しました。

取締役及び執行役の個人別基本報酬については、グローバルに事業展開する日本国内の主要企業の報酬に関する外部データ等を活用し、取締役及び執行役の職務の内容等を踏まえ、報酬委員会にて個人別の報酬を審議・決定しました。また、2021年度又は2022年度に退任した取締役と執行役へ支給された退任慰労金につきましては、改定前の方針の下に制定された取締役・執行役退任慰労金規程に基づき報酬委員会にて個人別の支給額を決定しました。これらを踏まえ、個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものと報酬委員会が判断しました。

3. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約における被保険者の範囲は、当社、当社役員、重要な使用人、社外派遣役員及びそれらの相続人であり、当該保険契約は、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を填補するものです。ただし、役員等による犯罪行為等に起因する損害賠償請求については、填補の対象外としております。なお、保険料は当社が全額負担をしております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	支払額
① 当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	296百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	559百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、経理業務におけるアドバイザー・サービス等についての対価を支払っております。
3. 当社の重要な子会社のうち海外子会社8社は、当社の会計監査人の提携監査法人の監査を受けております。
4. 監査委員会は、会計監査人の報酬に関し、会計監査人と確認した当事業年度の監査方針・計画を踏まえた監査見積り時間に基づいたものであり、報酬単価も合理的であることから、報酬額は妥当と判断し、同意しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

- ① 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、解任することがある。
- ア. 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- イ. 会計監査人としてふさわしくない行為があったとき
- ウ. その他上記に準ずることがあるとき
- ② 上記の他、監査の質の向上を図るためなど、必要に応じて会計監査人を不再任とすることがある。

5. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

- (1) 監査委員会の職務の執行のため、監査委員の職務を補助する専属の使用人を配置するなど独立性を担保するとともに、監査委員の職務の執行に際して生ずる費用又は債務の処理についての社内規程を定め、適切に処理しています。

また、監査委員会への報告に関する体制を整備し、内部統制部門より当社及び子会社に関する情報を監査委員会に報告するとともに、内部通報制度を整備し、その内容について監査委員に報告しています。

さらに、監査委員は、執行役会議等重要な会議への出席、執行役等との対話並びに当社事業所及び子会社幹部へのヒアリング等の調査を実施するとともに、会計監査人及び監査担当執行役から定期的な報告を受け、監査の方針・方法、実施状況及び結果等の協議を行っています。

- (2) 三菱電機グループの業務の適正を確保するために必要な社内規程・体制等を定めるとともに、当該体制については、各執行役が自己の分掌範囲について責任を持って構築し、重要事項については執行役会議を開催して審議を行っています。

また、運用状況については各執行役が自ら定期的に点検し、内部統制部門が内部統制体制、規程等の整備・運用状況等の点検を実施するとともに、内部通報制度を整備し、その内容について監査委員に報告しています。

さらに、当該体制の運用状況について、内部監査人が監査を行い、監査担当執行役を通じ、監査の結果を定期的に監査委員会に報告しています。

(注) 本項に関する詳細は、当社のウェブサイト(<https://www.MitsubishiElectric.co.jp/ir/meeting/>)に掲載しております。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

当社は、業績の更なる改善を図ることにより、企業価値の一層の向上を目指しております。また、積極的なIR活動を推進することにより、当社の経営方針・戦略・業績等を市場にタイムリーに伝えるよう努めてまいります。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の社会的な動向も見極めつつ、慎重に検討を進めてまいります。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

- (1) 中長期的な方針

当社は、企業価値の向上を究極目標としつつ、当該年度の収益状況に応じた利益配分と、内部留保の充実に
よる財務体質の強化の両面から、総合的に株主利益の向上を図ることを基本方針としております。

- (2) 当期配当の理由

当期の業績及び財務体質の状況を勘案し、期末配当金を1株当たり26円といたしました。

この結果、2022年12月2日に実施の中間配当金(1株当たり14円)を含む当年度の年間配当金は、1株当たり40円となります。

(注) 期末配当金の支払開始日：2023年6月2日(金)

以上

■事業報告

業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

(1) 監査委員会の職務の執行のため、監査委員の職務を補助する専属の使用人を配置するなど独立性を担保するとともに、監査委員の職務の執行に際して生ずる費用又は債務の処理についての社内規程を定め、適切に処理しています。

また、監査委員会への報告に関する体制を整備し、内部統制部門より当社及び子会社に関する情報を監査委員会に報告するとともに、内部通報制度を整備し、その内容について監査委員に報告しています。

さらに、監査委員は、執行役会議等重要な会議への出席、執行役等との対話並びに当社事業所及び子会社幹部へのヒアリング等の調査を実施するとともに、会計監査人及び監査担当執行役から定期的な報告を受け、監査の方針・方法、実施状況及び結果等の協議を行っています。

項目	決議事項	運用状況
監査委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項	・監査委員会の職務を補助する専属の使用人を配置する。 ・人事部長は、監査委員会の職務を補助する専属の使用人の人事考課及び人事異動に際して、監査委員と協議する。 ・当社及び子会社に関する情報を、当社内部統制部門を通じて監査委員会に報告するための体制を定める。 ・常勤監査委員に対し、執行役会議等の重要な会議への出席の機会を提供する。 ・当社及び子会社に関する情報を監査委員会に報告した者を保護する社内規程・体制を定める。 ・監査委員の職務の執行に際して生ずる費用又は債務の処理に関する社内規程を定める。 ・その他監査委員会の監査に関わる以下の体制を定める。 -当社及び子会社の調査の実施。 -会計監査人及び監査担当執行役との定期的な報告会等を通じた、監査の方針・方法、実施状況及び結果等の協議。 -監査委員会の監査実効性確保のために行われる監査委員と執行役等(執行部門)との対話。	・監査委員会の職務を補助する専属の使用人を配置し、監査委員会の職務を補助している。 ・人事部長は、監査委員会の職務を補助する専属の使用人の人事考課及び人事異動に際して、監査委員と協議している。 ・情報の種類に応じた報告体制を定め、内部統制部門より当社及び子会社に関する情報を監査委員会に報告している。 ・内部監査結果について、内部監査人より監査担当執行役を通じ監査委員会に定期的に報告している。 ・内部通報制度を整備し、その内容について監査委員に報告している。 ・当社及び子会社に関する情報を監査委員会に報告した者を保護する社内規程・体制を定め、周知徹底している。 ・監査委員の職務の執行に際して生ずる費用又は債務の処理について社内規程を定め、適切に処理している。 ・監査委員は、執行役会議等重要な会議への出席、執行役等との対話並びに当社事業所及び子会社幹部へのヒアリング等の調査を実施している。 ・監査委員会は、会計監査人及び監査担当執行役から定期的に報告を受け、意見交換等を行い、監査の方針・方法、実施状況及び結果等を協議している。

- (2) 三菱電機グループの業務の適正を確保するために必要な社内規程・体制等を定めるとともに、当該体制については、各執行役が自己の分掌範囲について責任を持って構築し、重要事項については執行役会議を開催して審議を行っています。
- また、運用状況については各執行役が自ら定期的に点検し、内部統制部門が内部統制体制、規程等の整備・運用状況等の点検を実施するとともに、内部通報制度を整備し、その内容について監査委員に報告しています。
- さらに、当該体制の運用状況について、内部監査人が監査を行い、監査担当執行役を通じ、監査の結果を定期的に監査委員会に報告しています。

項目	決議事項	運用状況
執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	- 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための社内規程を定める。その運用状況は、内部監査人が監査を行う。 - コンプライアンスに関する社内規程を設け、コンプライアンス推進に必要な体制を整備する。	- 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための社内規程を定め、これらに基づき職務執行を行っている。 - コンプライアンスに関する社内規程を設け、これに基づき各種コンプライアンス活動を実行している。 - 全執行役を対象に定期的にコンプライアンス教育を実施するとともに、法改正や社会動向を踏まえた執行役としての留意事項を提供している。 三菱電機グループにおける業務の適正を確保するための体制については、各執行役が自己の分掌範囲について責任を持って構築し、運用状況について自ら定期的に点検している。 また、内部統制部門が内部統制体制、規程等の整備・運用状況等の点検を実施するとともに、内部通報制度を整備し、その内容について監査委員に報告している。
その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備	- 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する社内規程を定める。その運用状況は、内部監査人が監査を行う。 - 損失の危険の管理に関する体制は、各執行役が自己の分掌範囲について責任を持って構築する。重要事項については、執行役会議で審議を行う。その運用状況については、内部監査人が監査を行う。 - また、全社経営への重大な影響が予想される緊急事態に備え、全社緊急対策室及びその他の機能に関する社内規程を定める。 - 経営の効率性の確保は、各執行役が自己の分掌範囲について責任を持って行う。 - また、各執行役において全社的な問題を共有・議論できる環境を整備する。 - 重要事項については、執行役会議で審議を行う。その運用状況については、内部監査人が監査を行う。 - 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための以下の体制を定める。その運用状況については、内部監査人が監査を行う。 -倫理・遵法に関する社内規程及び行動規範の制定。 -内部通報制度の実施。 - 三菱電機グループにおける業務の適正を確保するための以下の体制を定める。 -当社の各執行役は、自己の分掌範囲における子会社を管理。 -三菱電機グループ共通の倫理・遵法に関する行動規範の制定。 -横断的に三菱電機グループ会社の管理を行う専門の組織の設置。 -三菱電機グループ会社の職務執行に係る事項の報告、損失の危険の管理及び職務執行の効率性確保に関する体制を構築するとともに、管理基準を制定。重要事項については、当社の執行役会議で審議・報告。 -内部監査人による子会社の監査の定期的な実施。	- 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する社内規程を定め、情報の保存及び管理を適切に行っている。 - 損失の危険の管理に関する体制は、各執行役が自己の分掌範囲について責任を持って構築するとともに、重要事項については執行役会議を開催して審議を行っている。 - 全社経営への重大な影響が予想される緊急事態に備え、全社緊急対策室及びその他の機能に関する社内規程を定め、協議・対応している。 - 経営の効率性の確保は、各執行役が自己の分掌範囲について責任を持って行うとともに、重要事項については執行役会議を開催して審議を行っている。 - また、全社的な問題について執行役間で共有・議論を行っている。 - 倫理・遵法に関する社内規程及び行動規範を制定し、これらに基づき職務執行を行っている。 - 使用人を対象に、定期的にコンプライアンスに関する各種の教育を実施している。 - 各執行役が自己の分掌範囲における子会社について責任を持って管理している。 - 三菱電機グループ共通の倫理・遵法に関する行動規範を制定し、周知徹底している。 - 関係会社管理を行う専門の組織を設置し、三菱電機グループ会社の横断的な管理を行っている。 - 三菱電機グループにおける業務の適正を確保するため、三菱電機グループ会社の管理基準を定めるとともに、三菱電機グループ会社の重要事項については執行役会議を開催して審議・報告を行っている。 三菱電機グループにおける業務の適正を確保するための体制については、各執行役が自己の分掌範囲について責任を持って構築し、運用状況について自ら定期的に点検している。 また、内部統制部門が内部統制体制、規程等の整備・運用状況等の点検を実施するとともに、内部通報制度を整備し、その内容について監査委員に報告している。 当該体制の運用状況については、内部監査人が監査を行い、監査担当執行役を通じ、監査の結果を定期的に監査委員会に報告している。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	3,388,187	流動負債	1,802,826
現金及び現金同等物	645,870	社債、借入金及びリース負債	186,304
売上債権	1,051,641	買入債務	644,456
契約資産	295,291	契約負債	239,228
その他の金融資産	60,953	その他の金融負債	174,891
棚卸資産	1,209,254	未払費用	332,788
その他の流動資産	125,178	未払法人所得税等	46,617
		引当金	121,891
		その他の流動負債	56,651
非流動資産	2,194,332	非流動負債	416,469
持分法で会計処理されている投資	236,785	社債、借入金及びリース負債	214,454
その他の金融資産	358,598	その他の金融負債	930
		退職給付に係る負債	153,821
有形固定資産	896,313	引当金	3,824
のれん及び無形資産	190,601	繰延税金負債	7,762
繰延税金資産	154,441	その他の非流動負債	35,678
その他の非流動資産	357,594		
資産合計	5,582,519	負債合計	2,219,295
		資本の部	
		親会社株主に帰属する持分	3,239,027
		資本金	175,820
		資本剰余金	202,888
		利益剰余金	2,636,136
		その他の包括利益(△損失)累計額	276,898
		自己株式	△52,715
		非支配持分	124,197
		資本合計	3,363,224
		負債・資本合計	5,582,519

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	5,003,694
売上原価	3,596,781
販売費及び一般管理費	1,147,981
その他の損益(△損失)	3,420
営業利益	262,352
金融収益	12,302
金融費用	4,296
持分法による投資利益	21,821
税引前当期純利益	292,179
法人所得税費用	67,235
当期純利益	224,944
当期純利益の帰属	
親会社株主持分	213,908
非支配持分	11,036

【ご参考】

連結キャッシュ・フロー計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	166,711
投資活動によるキャッシュ・フロー	△148,533
フリー・キャッシュ・フロー	18,178
財務活動によるキャッシュ・フロー	△119,568
為替変動によるキャッシュへの影響額	20,081
現金及び現金同等物の増減額(△減少)	△81,309

■連結計算書類

連結持分変動計算書

(2022年4月1日から 2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	親会社株主に帰属する持分						非支配持分	資本 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の 包括利益 (△損失) 累計額	自己株式	合計		
期首残高	175,820	202,695	2,464,966	184,528	△52,068	2,975,941	121,456	3,097,397
当期純利益			213,908			213,908	11,036	224,944
その他の包括利益(△損失) (税効果調整後)				134,156		134,156	4,485	138,641
当期包括利益	—	—	213,908	134,156	—	348,064	15,521	363,585
利益剰余金への振替			41,786	△41,786		—		—
株主への配当			△84,524			△84,524	△10,382	△94,906
自己株式の取得					△1,575	△1,575		△1,575
自己株式の処分		△928			928	0		0
非支配持分との取引等		1,121				1,121	△2,398	△1,277
期末残高	175,820	202,888	2,636,136	276,898	△52,715	3,239,027	124,197	3,363,224

連結注記表

1. 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しております。ただし、同項後段の規定に準拠して、IFRSにより要請される記載及び注記の一部を省略しております。

2. 連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

連結子会社数 209 社、持分法適用会社数 40 社

3. 重要な会計方針

(1) 金融商品の評価基準及び評価方法

① 非デリバティブ金融資産

(i) 償却原価で測定する金融資産

契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて資産を保有しており、かつ契約条件により元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる資産は、償却原価で測定する金融資産に分類しております。償却原価で測定する金融資産は、公正価値で当初認識し、当初認識後は実効金利法による償却累計額を加減し貸倒引当金を調整した金額で測定しております。

(ii) 公正価値で測定する金融資産

主に取引関係維持・強化を目的として保有している資本性金融商品をその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しており、これ以外の金融商品を当期純利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

- ・その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は、公正価値で当初認識し、当初認識後の公正価値の変動をその他の包括利益として認識しております。
- ・当期純利益を通じて公正価値で測定する金融資産は、公正価値で当初認識し、当初認識後の公正価値の変動を当期の純損益として認識しております。

② 非デリバティブ金融負債

(i) 当期純利益を通じて公正価値で測定する金融負債

条件付対価に係る負債は、当期純利益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しております。当期純利益を通じて公正価値で測定する金融負債は、公正価値で当初認識し、当初認識後の公正価値の変動を当期の純損益として認識しております。

(ii) 償却原価で測定する金融負債

当期純利益を通じて公正価値で測定する金融負債以外の金融負債は、償却原価で測定する金融負債に分類しております。償却原価で測定する金融負債は、公正価値で当初認識し、当初認識後は実効金利法による償却累計額を加減した金額で測定しております。

③ デリバティブ

契約が締結された時点の公正価値で当初測定し、その後も公正価値で再測定し、再測定の結果生じる利得又は損失を純損益に認識しております。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分はその他の包括利益として認識しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額をいいます。取得原価の算定にあたっては、仕掛品のうち注文製品については個別法、仕込製品については総平均法を使用しております。原材料及び製品については原則として総平均法を使用しております。

(3) 有形固定資産の評価基準及び減価償却方法

① 有形固定資産

有形固定資産の測定については、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。減価償却は、見積耐用年数にわたり、主として定率法により償却しておりますが、一部の資産は定額法により償却しております。

② 使用権資産

リース期間が12ヵ月以内に終了するリース及び原資産が少額であるリースを除く全てのリースについて、使用権資産を認識しております。

使用権資産は取得原価で当初測定しており、取得原価はリース負債の当初測定額等で構成されております。リース負債は、リース開始日時点での残存リース料を、主に借手の追加借入利率を用いて割り引いた現在価値で当初測定しております。当初認識後の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

減価償却は、耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、当社グループが所有する固定資産に対する減価償却と同様の方法により償却しております。

(4) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社及び連結子会社の非金融資産は、減損の兆候の有無を判断しており、減損の兆候が存在する場合は、当該資産又は資金生成単位の回収可能価額を見積り、減損テストを実施しております。のれん及び耐用年数を確定できない無形資産については、減損の兆候の有無に関わらず少なくとも1年に一度、同時期に減損テストを実施しております。資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合には、減損損失を当期の純損益として認識しております。

(5) 引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社及び連結子会社が、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。貨幣の時間的価値が重要である場合、引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いております。

(6) 退職後給付の会計処理

確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用は、予測単位積増方式を用いて算定しております。

割引率は、期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

確定給付制度に係る負債又は資産は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除して算定しております。

確定給付制度の再測定による変動は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識し、直ちに利益剰余金に振り替えております。過去勤務費用は、発生した期の純損益として認識しております。

(7) 収益

当社及び連結子会社は、IFRS第9号に基づく利息及び配当収益等を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに依りて）収益を認識する。

家庭電器・半導体・産業用機器等の大量生産製品は、顧客が製品を受け入れた時点で収益を計上しております。一部の検収を必要とする製品は、顧客が製品を受け入れ、当社及び連結子会社が当該製品に関して所定の性能が達成されていることを実証し、顧客による最終的な動作確認のうち重要となり得ないものを残すのみとなった時点で収益を計上しております。取引の対価は、履行義務を充足したのち概ね1年以内に受領しております。

保守契約は、契約期間にわたり保守を実行し、その期間に応じて収益を計上しております。

一定の要件を満たす特定の工事請負契約は、進捗度を合理的に測定できる場合には、当該進捗度に応じて収益を計上しております。進捗度を合理的に測定できない場合には、原価回収基準を適用しております。進捗度は、当期までの発生費用を工事完了までの見積総費用と比較することにより測定しております。工事完了までの見積総費用については、工事の進捗等に伴い発生費用に変更が生じる可能性があることから、その見積り及び仮定を継続的に見直しております。

収益を認識する金額は、製品又はサービスと交換に権利を得ると見込んでいる対価を反映した金額としております。製品、機器、据付及び保守等の組み合わせを含む複数の要素のある取引契約については、提供された製品・サービス等が単品として独立の価値をもつ場合に、各構成要素を個別の履行義務として取り扱い、各構成要素の独立販売価格の比に基づいて取引価格を配分しております。

リポート、値引き等、事後的な対価の変動を含む取引契約については、見積りと実績に重要な乖離が生じない範囲で当該変動価格を考慮し、取引価格を決定しております。

価格決定の裁量権がない、在庫リスクを有していない、契約履行に関して他の当事者が主たる責任を負っている等の取引契約については、収益を純額ベースで認識しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりとなります。

(1) 一定の期間にわたり履行義務を充足する契約における見積総費用

インフラ部門、ライフ部門及びビジネスプラットフォーム部門における一定の要件を満たす特定の工事請負契約については、当該工事請負契約の当期末時点の進捗度に応じて収益を計上しております。当連結会計年度のインフラ部門、ライフ部門及びビジネスプラットフォーム部門の売上高（注）はそれぞれ973,139百万円、1,947,157百万円、429,320百万円であり、このうちの一部が工事請負契約に基づき進捗度に応じて計上している収益となります。進捗度は、当連結会計年度までの発生費用を工事完了までの見積総費用と比較することにより測定しております。見積総費用は、契約ごとに当該工事請負契約の契約内容、要求仕様、技術面における新規開発要素の有無、過去の類似契約における発生原価実績などのさまざまな情報に基づいて算定しております。

見積総費用は、将来の状況の変化によって変動する可能性があり、見積りと実績が乖離した場合は、翌連結会計年度の連結計算書類における収益の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（注）各部門の売上高には、部門間の内部売上高（振替高）を含めて表示しております。

(2) 引当金の認識及び測定

受注工事損失引当金は、インフラ部門、ライフ部門及びビジネスプラットフォーム部門における工事請負契約において、当該工事の見積総費用が請負受注金額を超える可能性が高く、かつ予想される損失額を合理的に見積もることができる場合に、将来の損失見込額を計上しております。当連結会計年度末における受注工事損失引当金の残高は、55,491百万円であります。見積総費用は、契約ごとに当該工事請負契約の契約内容、要求仕様、技術面における新規開発要素の有無、過去の類似契約における発生原価実績などのさまざまな情報に基づいて算定しております。

製品保証引当金は、製造上やその他の不具合に対する製品保証について、期末日現在において将来の費用発生の可能性が高く、その金額を合理的に見積もることができる場合に計上しております。将来の発生費用は、主に過去の無償工事実績及び補修費用に関する現状に基づいて見積っております。当連結会計年度末における製品保証引当金の残高は、57,962百万円であります。

受注工事損失引当金における見積総費用及び製品保証引当金における発生費用の見積り額は、将来の状況の変化によって変動する可能性があり、見積りと実績が乖離した場合は、翌連結会計年度の連結計算書類における受注工事損失引当金及び製品保証引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 有形固定資産、のれん及び無形資産の回収可能価額

有形固定資産、のれん及び無形資産の減損テストにおいて、資産又は資金生成単位の見積回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定における見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合には、減損損失を認識しております。当連結会計年度に有形固定資産、のれん及び無形資産等において25,012百万円の減損損失を計上し、当連結会計年度末の有形固定資産の残高は896,313百万円、のれん及び無形資産の残高は190,601百万円となりました。

見積将来キャッシュ・フロー及び処分コスト控除後の公正価値の見積りは、将来の状況の変化によって変動する可能性があり、見積りの変動によって翌連結会計年度の連結計算書類における有形固定資産、のれん及び無形資産の減損損失の認識に重要な影響を与える可能性があります。

これらの前提条件を用いた見積りは、合理的であると判断しておりますが、翌連結会計年度において、経済環境の変化等により、見直しが必要となった場合、減損損失の計上が必要となる可能性があります。

(4) 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産は、将来減算一時差異、未使用の繰越欠損金及び繰越税額控除のうち、将来課税所得に対して利用できる可能性が高いものに限り認識しております。繰延税金資産の実現可能性の評価にあたり、将来課税所得を見積り、繰延税金資産の一部又は全部が実現する可能性が実現しない可能性より高いかどうかを考慮しております。当連結会計年度末における繰延税金資産の残高は154,441百万円であります。

将来課税所得の見積りは、将来の状況の変化によって変動する可能性があり、見積りの変動によって翌連結会計年度の連結計算書類における繰延税金資産の認識に重要な影響を与える可能性があります。

(5) 確定給付制度債務の測定

確定給付制度債務は、割引率、退職率、一時金選択率や死亡率など年金数理計算上の基礎率に基づき算定しております。割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。当連結会計年度末における退職給付に係る負債の残高は153,821百万円であります。

年金数理計算上の基礎率は、将来の状況の変化によって変動する可能性があり、実績との差異又は基礎率自体の変更によって、翌連結会計年度の連結計算書類における確定給付制度債務の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(6) 金融商品の公正価値

金融商品のうち、非上場株式の公正価値については、投資先の純資産等に関する定量的な情報及び投資先の将来キャッシュ・フローに関する予想等を総合的に勘案して算定しております。当連結会計年度末における非上場株式に関する資産の残高は80,988百万円であります。

公正価値の見積りは、将来の状況の変化によって変動する可能性があり、投資先の業績や将来キャッシュ・フロー等見積りの前提条件が変動した場合は、翌連結会計年度のその他の包括利益の金額に影響を与える可能性があります。

5. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 資産から直接控除した貸倒引当金	15,422百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	2,686,952百万円
減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。	
(3) その他の包括利益（△損失）累計額	
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	113,579百万円
在外営業活動体の換算差額	163,249百万円
キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の純変動額	70百万円
(4) 保証債務	5,014百万円

6. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式及び自己株式の種類及び総数	
発行済株式 普通株式	2,147,201,551株
自己株式 普通株式	35,681,952株
(注) 自己株式には、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託口が保有する当社株式1,583,011株を含めております。	
(2) 配当に関する事項	
配当金支払額	84,524百万円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社及び連結子会社は、容易に換金可能でかつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得後3ヵ月以内に満期となる短期投資を中心に資金運用を行っており、これらは現金及び現金同等物に計上しております。資金調達については、金融機関からの借入金又は社債発行等により実施しております。

売上債権及び契約資産に係る顧客の信用リスクは、外部機関での調査を行った上で、取引先に対して与信限度額を設定し顧客の財務状況を定期的にモニタリングすることなどにより、信用リスクに応じた取引限度額を設定し管理しております。

その他の金融資産は主として資本性金融商品であり、定期的に公正価値を把握し管理しております。また、デリバティブ取引を外国為替相場及び金利相場の変動による市場リスクを回避する目的で利用しており、短期的な売買差益を獲得する目的や投機目的で利用することはありません。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

当社グループは、測定に用いたインプットの観察可能性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

レベル間の振替が行われた金融商品の有無は毎期末日に判断しております。当連結会計年度において、レベル間の重要な振替が行われた金融商品はありません。

レベル3に区分した金融商品について、観察不能なインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に、重要な公正価値の増減は見込まれていません。

①償却原価で測定する金融商品

償却原価で測定する金融商品の公正価値の測定方法、帳簿価額及び公正価値は以下のとおりとなります。
(借入金（1年内返済予定を含む長期））

借入金は、将来キャッシュ・フローを新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、観察可能な市場データを利用して公正価値を算定しているため、レベル2に分類しております。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
借入金 (1年内返済予定を含む長期)	164,773	160,437

(注) 上記以外の償却原価で測定する金融資産及び金融負債の公正価値は、帳簿価額と近似しております。

②経常的に公正価値で測定する金融商品

経常的に公正価値で測定する金融商品の公正価値の測定方法、公正価値は以下のとおりとなります。

(資本性金融商品及び負債性金融商品)

上場株式の公正価値については、期末日の市場価格によって算定しており、活発な市場における同一の資産の市場価格で公正価値を算定しているため、レベル1に分類しております。非上場株式及び負債性金融商品の公正価値については投資先の純資産等に関する定量的な情報及び投資先の将来キャッシュ・フローに関する予想等を総合的に勘案して算定しており、観察不能な指標を用いた評価技法により公正価値を算定しているため、レベル3に分類しております。

(デリバティブ資産、デリバティブ負債)

デリバティブは、当期純利益を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債として、市場金利や外国為替銀行の相場等に基づいて算定しており、観察可能な市場データを利用して公正価値を算定しているため、レベル2に分類しております。

(条件付対価)

条件付対価に係る負債の公正価値については、契約相手に支払う可能性がある金額について、その発生確率を加味した現在価値で算定しており、観察不能な指標を用いた評価技法により公正価値を算定しているため、レベル3に分類しております。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資本性金融商品	225,587	－	80,400	305,987
負債性金融商品	－	－	588	588
デリバティブ資産	－	2,352	－	2,352
資産合計	225,587	2,352	80,988	308,927
デリバティブ負債	－	1,508	－	1,508
条件付対価	－	－	1,717	1,717
負債合計	－	1,508	1,717	3,225

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社株主帰属持分	1,533円98銭
基本的1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益	101円30銭
希薄化後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益	101円30銭

9. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2023年4月28日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款第31条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しました。

(1)自己株式の取得を行う理由

中期経営計画における資本政策の一環として、株主還元の強化及び資本効率の向上等を図るため

(2)取得に係る事項の内容

- ①取得対象株式の種類 : 当社普通株式
- ②取得し得る株式の総数 : 40,000,000株（上限）
- ③株式の取得価額の総額 : 50,000百万円（上限）
- ④取得期間 : 2023年5月1日～2024年3月29日
- ⑤取得方法 : 東京証券取引所における市場買付

10. 収益認識に関する注記

当社グループの事業は、インフラ、インダストリー・モビリティ、ライフ、ビジネスプラットフォーム及びその他の事業の5区分で報告セグメントが構成されており、当社のマネジメントが経営資源の配分の決定及び業績の評価に定期的に使用していることから、これらのセグメントで計上する収益を売上高として表示しております。

売上高は、顧客の所在地に基づき地域別に分解しております。これらの分解した売上高と各セグメントの売上高との関連は以下のとおりとなります。

なお、当連結会計年度より、2022年4月1日付の経営体制の変更に伴い、報告セグメントの区分を、従来の重電システム、産業メカトロニクス、情報通信システム、電子デバイス、家庭電器及びその他の事業の6区分から、上記の5区分へ変更しております。

(単位：百万円)

	日本	海外				計	連結合計
		北米	アジア	欧州	その他		
インフラ	766,901	114,866	52,018	15,460	11,670	194,014	960,915
インダストリー・モビリティ	631,446	236,467	589,218	172,539	13,775	1,011,999	1,643,445
ライフ	780,021	256,470	461,332	371,696	58,482	1,147,980	1,928,001
ビジネスプラットフォーム	145,487	16,113	101,039	46,941	449	164,542	310,029
その他	143,175	1,646	15,296	1,176	11	18,129	161,304
連結合計	2,467,030	625,562	1,218,903	607,812	84,387	2,536,664	5,003,694

11. その他の注記

その他の損益（△損失）

当連結会計年度におけるその他の損益（△損失）には、有形固定資産及び無形資産等の減損損失△25,012百万円及び土地売却益24,601百万円が含まれております。

減損損失の主な内容は、インダストリー・モビリティセグメントに含まれる自動車機器事業における一部の国内製造拠点において、主に素材・物流費の高騰による調達環境悪化の長期化等に伴い計上した減損損失であり、機械装置等の事業用資産にかかる有形固定資産の減損17,956百万円、無形資産等の減損717百万円を計上しております。回収可能価額25,910百万円は、主として処分コスト控除後の公正価値に基づいております。これらの測定額は不動産鑑定評価額に基づいており、公正価値ヒエラルキーはレベル3です。

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	1,833,664	流動負債	1,439,218
現金及び預金	227,158	電子記録債務	114,135
受取手形	7,178	買掛金	360,777
売掛金	749,237	短期借入金	532,145
契約資産	225,148	リース債務	2,190
製品	108,887	未払金	108,203
原材料	69,035	未払費用	106,273
仕掛品	239,424	未払法人税等	5,301
前払金	25,878	前受金	125,215
その他流動資産	181,828	製品保証引当金	38,145
貸倒引当金	△112	受注工事損失引当金	23,238
固定資産	1,328,099	その他流動負債	23,594
有形固定資産	386,171	固定負債	150,181
建物	202,656	長期借入金	141,730
構築物	10,454	リース債務	3,901
機械及び装置	72,424	海外投資等損失引当金	293
車両運搬具	278	役員退職慰労引当金	287
工具、器具及び備品	20,729	競争法等関連費用引当金	375
土地	41,192	資産除去債務	386
リース資産	2,672	その他固定負債	3,207
建設仮勘定	35,762	負債合計	1,589,400
無形固定資産	39,049	純資産の部	
ソフトウェア	26,555	株主資本	1,462,545
その他無形固定資産	12,493	資本金	175,820
投資その他の資産	902,878	資本剰余金	181,321
投資有価証券	236,163	資本準備金	181,140
関係会社株式	453,073	その他資本剰余金	181
長期貸付金	6,147	利益剰余金	1,158,118
長期前払費用	6,201	利益準備金	43,955
繰延税金資産	39,559	その他利益剰余金	1,114,163
その他	162,498	圧縮記帳積立金	9,819
貸倒引当金	△764	別途積立金	300,000
資産合計	3,161,763	繰越利益剰余金	804,343
		自己株式	△52,715
		評価・換算差額等	109,818
		その他有価証券評価差額金	109,849
		繰延ヘッジ損益	△31
		純資産合計	1,572,363
		負債・純資産合計	3,161,763

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		2,712,165
売上原価		2,124,908
売上総利益		587,256
販売費及び一般管理費		516,890
営業利益		70,366
営業外収益		
受取利息及び配当金	108,411	
雑収益	16,223	124,634
営業外費用		
支払利息	2,810	
雑損失	28,817	31,628
経常利益		163,372
特別利益		
固定資産売却益	22,463	22,463
特別損失		
減損損失	22,395	22,395
税引前当期純利益		163,440
法人税、住民税及び事業税		18,225
法人税等調整額		△1,079
当期純利益		146,293

■計算書類

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から 2023年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益 剰余金 合計		
						圧縮記帳 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金			
期首残高	175,820	181,140	181	181,321	43,955	9,583	300,000	742,810	1,096,349	△52,068	1,401,422
事業年度中の変動額											
圧縮記帳積立金の 積立						236		△236	－		－
剰余金の配当								△84,524	△84,524		△84,524
当期純利益								146,293	146,293		146,293
自己株式の取得										△1,575	△1,575
自己株式の処分			△0	△0						928	928
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)											－
事業年度中の 変動額合計	－	－	△0	△0	－	236	－	61,532	61,769	△647	61,122
期末残高	175,820	181,140	181	181,321	43,955	9,819	300,000	804,343	1,158,118	△52,715	1,462,545

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
期首残高	89,342	△584	88,757	1,490,180
事業年度中の変動額				
圧縮記帳積立金の積立				
剰余金の配当				△84,524
当期純利益				146,293
自己株式の取得				△1,575
自己株式の処分				928
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	20,507	552	21,060	21,060
事業年度中の変動額合計	20,507	552	21,060	82,182
期末残高	109,849	△31	109,818	1,572,363

個別注記表

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 製品・原材料……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
仕掛品……個別生産によるものは個別法による原価法、その他は総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法
(2) その他有価証券
・ 市場価格のあるもの……事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・ 市場価格のないもの……移動平均法による原価法

3. 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……受取手形・売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
(2) 製品保証引当金……製品のアフターサービスによる費用支出に備えるため、過去の実績を基準として発生見込額を計上しております。
(3) 受注工事損失引当金……当事業年度において見込まれる未引渡工事の損失に備えるため、当該見込額を引当計上しております。
(4) 退職給付引当金……社員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
なお、過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による按分額を費用処理しています。
数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による按分額を翌期より費用処理することとしています。
(5) 海外投資等損失引当金……海外投資等に係る損失の発生に備えるため、投資先の財政状態等を斟酌して今後発生する可能性のある損失見積額を引当計上しております。
(6) 役員退職慰労引当金……取締役及び執行役への退任慰労金支出に備えるため、内規を基礎として算定された当事業年度末の見積額を引当計上しております。
(7) 競争法等関連費用引当金……競争法等関連費用として、今後発生する可能性のある損失見積額を引当計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、利息及び配当収益等を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに応じて）収益を認識する。

家庭電器・半導体・産業用機器等の大量生産製品は、顧客が製品を受け入れた時点で収益を計上しております。一部の検収を必要とする製品は、顧客が製品を受け入れ、当社が当該製品に関して所定の性能が達成されていることを実証し、顧客による最終的な動作確認のうち重要となり得ないものを残すのみとなった時点で収益を計上しております。取引の対価は、履行義務を充足したのち概ね1年以内に受領しております。

保守契約は、契約期間にわたり保守を実行し、その期間に応じて収益を計上しております。

一定の要件を満たす特定の工事請負契約は、進捗度を合理的に測定できる場合には、当該進捗度に応じて収益を計上しております。進捗度を合理的に測定できない場合には、原価回収基準を適用しております。進捗度は、当事業年度までの発生費用を工事完了までの見積総費用と比較することにより測定しております。工事完了までの見積総費用については、工事の進捗等に伴い発生費用に変更が生じる可能性があることから、その見積り及び仮定を継続的に見直しております。

収益を認識する金額は、製品又はサービスと交換に権利を得ると見込んでいた対価を反映した金額としております。製品、機器、据付及び保守等の組み合わせを含む複数の要素のある取引契約については、提供された製品・サービス等が単品として独立の価値をもつ場合に、各構成要素を個別の履行義務として取り扱い、各構成要素の独立販売価格の比に基づいて取引価格を配分しております。

リベート、値引き等、事後的な対価の変動を含む取引契約については、見積りと実績に重要な乖離が生じない範囲で当該変動価格を考慮し、取引価格を決定しております。

6. グループ通算制度の適用

当社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方税法並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項（1）に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

7. 会計上の見積り

当社の計算書類の金額に重要な影響を与える可能性のある主要な会計上の見積り及び仮定を含む項目及びその残高は以下のとおりであります。

なお、見積りの内容は連結計算書類の注記表と同一のため、記載を省略しております。

①一定の期間にわたり履行義務を充足する契約における見積総費用

当社の売上高は2,712,165百万円であり、このうちの一部が工事請負契約に基づき進捗度に応じて計上している収益であります。

②引当金

受注工事損失引当金 23,238百万円

製品保証引当金 38,145百万円

③有形固定資産及び無形固定資産 425,221百万円

④繰延税金資産 39,559百万円

⑤投資その他の資産—その他

当事業年度末において、年金資産の額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額を超えており、投資その他の資産—その他162,498百万円の一部が当該超過額であります。

⑥投資有価証券及び関係会社株式 689,237百万円

8. 有形固定資産の減価償却累計額 1,687,036百万円

なお、減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

9. 保証債務 3,140百万円

関係会社の金融機関からの借入に対する債務保証 1,400百万円、リコース条項付き売掛債権譲渡残高 942百万円、その他 798百万円

10. 関係会社に対する短期金銭債権 633,181百万円 長期金銭債権 8,145百万円
関係会社に対する短期金銭債務 659,359百万円 長期金銭債務 33,198百万円

11. 関係会社に対する売上高 1,590,943百万円
関係会社よりの仕入高 1,280,610百万円
関係会社との営業取引以外の取引高 12,481百万円

12. 当事業年度末の発行済株式 普通株式 2,147,201,551株

13. 当事業年度末における自己株式 普通株式 35,681,952株

（注）役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託口が保有する当社株式1,583,011株を含めております。

14. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年5月25日 取締役会決議	54,940百万円	26円00銭	2022年3月31日	2022年6月2日
2022年10月28日 取締役会決議	29,583百万円	14円00銭	2022年9月30日	2022年12月2日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年5月15日 取締役会決議	54,940百万円	26円00銭	2023年3月31日	2023年6月2日

15. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産	減価償却費等	107,413百万円
繰延税金負債	退職給付信託設定益等	△67,854百万円
繰延税金資産の純額		39,559百万円

16. 関連当事者との取引

属性	会社名	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	三菱電機 ヨーロッパ社	直接100%	当社の製品を販売 している。	当社製品の 販売（注）	222,212	売掛金	112,312
子会社	三菱電機 住環境 システムズ 株式会社	直接73% 間接27%	当社住宅設備機器 及び家庭電気機器 を販売している。	当社製品の 販売（注）	196,816	売掛金	48,337
子会社	三菱電機 オートモーティブ・ アメリカ社	間接100%	当社より部品を購 入し、自動車機器 を製造及び販売し ている。	当社製品の 製造・販売 （注）	105,242	売掛金	43,101
子会社	三菱電機 トレイン空調 冷熱販売US社	間接50%	当社空調機器を販 売している。	当社製品の 販売（注）	80,386	売掛金	41,778

（注）当社製品の販売については、価格その他の取引条件は、市場の実勢を参考に折衝の上決定しております。

17. 1株当たり純資産額 744円66銭 1株当たり当期純利益 69円28銭

18. 固定資産売却益22,463百万円は、土地売却益であります。

19. 減損損失22,395百万円の主な内訳は、自動車機器事業における一部の国内製造拠点において、主に素材・物流費の高騰による調達環境悪化の長期化等に伴い計上した減損損失であり、機械装置等の事業用資産にかかる有形固定資産の減損17,956百万円、無形固定資産等の減損717百万円を計上しております。回収可能価額25,910百万円は、主として正味売却価額に基づいております。

20. 重要な後発事象

当社は、2023年4月28日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款第31条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

中期経営計画における資本政策の一環として、株主還元の強化及び資本効率の向上等を図るため。

(2) 取得に係る事項の内容

- ①取得対象株式の種類 : 当社普通株式
- ②取得し得る株式の総数 : 40,000,000株（上限）
- ③株式の取得価額の総額 : 50,000百万円（上限）
- ④取得期間 : 2023年5月1日～2024年3月29日
- ⑤取得方法 : 東京証券取引所における市場買付

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

三菱電機株式会社

執行役社長 漆間 啓 殿

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 袖川 兼 輔
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 松 本 尚 己
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 石 黒 之 彦
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三菱電機株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、三菱電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他

の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結

論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

三菱電機株式会社
執行役社長 漆間 啓 殿

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 袖川 兼 輔
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 松 本 尚 己
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 石 黒 之 彦
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三菱電機株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第152期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記

載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関

連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第152期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、当社の内部統制部門と連携の上、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類(連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表)並びに計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告及びその附属明細書の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる当該内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載されているとおり、当社は、これまで明らかになった品質不適切行為の全容及び調査委員会・ガバナンスレビュー委員会からの指摘、提言を真摯に受け止め、二度と同じような問題を繰り返さないようグループを挙げて再発防止にあたるとともに、信頼回復に向けた3つの改革(品質風土、組織風土、ガバナンス)を経営上の最重要課題と位置付け、これらを深化・発展させながら、新しい三菱電機の創生に向けた変革に全力で取り組んでいます。監査委員会としては、当社と関係会社の品質問題への対応を、より重要度の高い課題と位置付け、加えて近年発生した労務、情報セキュリティの問題の再発防止に向けた各種取り組みも含め、これらの実行状況を引き続き注視してまいります。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月12日

三菱電機株式会社 監査委員会

監査委員長	大林 宏 ㊞
監査委員	渡邊 和紀 ㊞
監査委員	小山田 隆 ㊞
監査委員(常勤)	皮籠 石 斉 ㊞
監査委員(常勤)	永澤 淳 ㊞

(注) 監査委員大林 宏、渡邊 和紀及び小山田 隆は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。